

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、平成25年12月20日現在の法令に基づくものである。<u>ただし、相続税の申告書等は平成26年4月1日現在の法令に基づくものである。</u> (第1 省略) 第2 相 続 税 関 係 (1～13-6 省略) <u>(削除)</u> <u>13-8 同 (第8の5表)</u> (14～37-2-1 省略) <u>(削除)</u> <u>37-2-3 同 (第8の5表)</u> (37-3～60 省略) 第3 贈 与 税 関 係 (1～24 省略) <u>25 事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書</u> <u>26 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第14項の規定に基づく通知書(通知用)</u> (第4～第7 省略) 第8 納 税 猶 予 関 係	目 次 (注) 簿書様式は、平成25年12月20日現在の法令に基づくものである。 (第1 同左) 第2 相 続 税 関 係 (1～13-6 同左) <u>13-7 同 (第8の4表)</u> <u>(新規)</u> (14～37-2-1 同左) <u>37-2-2 同 (第8の4表)</u> <u>(新規)</u> (37-3～60 同左) 第3 贈 与 税 関 係 (1～24 同左) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (第4～第7 同左) 第8 納 税 猶 予 関 係

(1～19 省略) 20 納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書 (21～23 省略) 24 代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用） 25 代替農地等の取得等に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） (26 省略) 27 代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号又は第9号） (28～31 省略) 32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第10号） (33～105 省略) <u>105-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の新法選択届出書</u> (106～115 省略)	(1～19 同左) 20 納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の<u>軽減の特例の適用を受けるための</u>届出書 (21～23 同左) 24 代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用） 25 代替農地等の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） (26 同左) 27 代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号） (28～31 同左) 32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号） (33～105 同左) <u>（新規）</u> (106～115 同左)
第9 措法第40条の規定による承認申請関係	第9 措法第40条の規定による承認申請関係
(1～32 省略) 33 租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書 <u>33-1 租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書</u> <u>33-2 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書</u> <u>33-3 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書</u> <u>33-4 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書</u> 34 租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書 <u>34-1 租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第3項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書</u> 35 租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書 (36～37 省略)	(1～32 同左) 33 租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が<u>（旧）</u>幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書 <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> 34 租税特別措置法第40条第12項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書 <u>（新規）</u> 35 租税特別措置法施行令第25条の17第24項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書 (36～37 同左)

(第10～第11 省略)	(第10～第11 同左)
--------------	--------------

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 相続税の申告書（第1表）	様式1のとおりとする。
2 同（控用）	様式2のとおりとする。
3 相続税の申告書（第1表続）	様式3のとおりとする。
4 同（控用）	様式4のとおりとする。
5 相続税の申告書（第1表の付表1）	様式5のとおりとする。
6 同（第1表の付表2）	様式6のとおりとする。
6-1 同（第1表の付表3）	様式7のとおりとする。
6-2 同（第1表の付表4）	様式8のとおりとする。
8 同（第3表）	様式9のとおりとする。
13 同（第8表）	様式10のとおりとする。
13-1 同（第8の2表）	様式11のとおりとする。
13-5 同（第8の3表）	様式12のとおりとする。
13-8 同（第8の5表）	様式13のとおりとする。（新規）
25 同（第14表）	様式14のとおりとする。
26 同（第15表）	様式15のとおりとする。
27 同（控用）	様式16のとおりとする。
28 相続税の申告書（第15表続）	様式17のとおりとする。
29 同（控用）	様式18のとおりとする。
31 遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書	様式19のとおりとする。
33 相続税の修正申告書（第1表）	様式20のとおりとする。
34 同（第1表続）	様式21のとおりとする。
35 同（第3表・第8表2）	様式22のとおりとする。
36 同（第3表（続）・第8表2（続））	様式23のとおりとする。
37-1 同（第8の2表）	様式24のとおりとする。
37-2-1 同（第8の3表）	様式25のとおりとする。

37-2-3 同（第8の5表）	様式26のとおりとする。（新規）
38 同（第15表）	様式27のとおりとする。
59 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書	様式28のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
25 事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書	様式29のとおりとする。（新規）
26 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第14項の規定に基づく通知書（通知用）	様式30のとおりとする。（新規）

第6 《財産評価関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
3 平成 年分 特定路線価回答書	様式31のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
4 贈与税の納税猶予の継続届出書	様式32のとおりとする。
4-1 相続税の納税猶予の継続届出書	様式33のとおりとする。
5 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（1 継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細）	様式34のとおりとする。
7-1 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書	様式35のとおりとする。
8 特例農地等の異動の明細書	様式36のとおりとする。
20 納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書	様式37のとおりとする。
21 同（付表）	様式38のとおりとする。
24 代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）	様式39のとおりとする。
25 代替農地等の取得等に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式40のとおりとする。
26 代替農地等の取得価額等の明細書	様式41のとおりとする。
27 代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号又は第9号）	様式42のとおりとする。

28 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用）	様式43のとおりとする。
30 買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書	様式44のとおりとする。
31 都市営農農地等該当に関する明細書	様式45のとおりとする。
32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第10号）	様式46のとおりとする。
72 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書	様式47のとおりとする。
73 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等	様式48のとおりとする。
75 貸付特例適用農地等の（変更）届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）	様式49のとおりとする。
76 相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書	様式50のとおりとする。
77 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等	様式51のとおりとする。
78 一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書	様式52のとおりとする。
79 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書	様式53のとおりとする。
80 同付表	様式54のとおりとする。
81 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式55のとおりとする。
82 一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書	様式56のとおりとする。
83 一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書	様式57のとおりとする。
83-1 営農困難時貸付けに関する届出書	様式58のとおりとする。
83-3 「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	様式59のとおりとする。
83-4 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書	様式60のとおりとする。
83-6 「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧	様式61のとおりとする。
83-7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書	様式62のとおりとする。
83-9 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書	様式63のとおりとする。
83-11 「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧	様式64のとおりとする。
83-12 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式65のとおりとする。
83-13 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに新たな営農困難時貸付けを行った農地等の明細書	様式66のとおりとする。

83-14 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書	様式67のとおりとする。
83-15 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書	様式68のとおりとする。
83-16-1 贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書	様式69のとおりとする。
83-16-2 相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書	様式70のとおりとする。
83-17 同（付表1）	様式71のとおりとする。
83-18 同（付表2の1）	様式72のとおりとする。
83-19 同（付表2の2）	様式73のとおりとする。
83-20 「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	様式74のとおりとする。
83-21 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書	様式75のとおりとする。
83-23 「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧	様式76のとおりとする。
83-24 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書	様式77のとおりとする。
83-26 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書	様式78のとおりとする。
83-28 「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧	様式79のとおりとする。
84 贈与税の免除届出書	様式80のとおりとする。
84-1 相続税の免除届出書	様式81のとおりとする。
105-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の新法選択届出書	様式82のとおりとする。（新規）

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
5 同（第3表）	様式83のとおりとする。
33-1 租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書	様式84のとおりとする。（新規）
33-2 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書	様式85のとおりとする。（新規）
33-3 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書	様式86のとおりとする。（新規）

33-4 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書	様式87のとおりとする。（新規）
34 租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書	様式88のとおりとする。
34-1 租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第3項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書	様式89のとおりとする。（新規）
35 租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定における公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書	様式90のとおりとする。

相続税の申告書

FD3553

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

税務署受付印

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。
また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※この項目は記入する必要がありません。

第1表 (平成26年分以降用)

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
(被相続人)					
氏名		氏名		氏名	
生年月日		生年月日 (年齢)		生年月日 (年齢)	
住所		住所		住所	
(電話番号)		(電話番号)		(電話番号)	
被相続人との続柄		職業		職業	
取得原因		取得原因		取得原因	
※整理番号		※整理番号		※整理番号	
取得財産の価額 (第11表③)	①	取得財産の価額 (第11表③)	①	取得財産の価額 (第11表③)	①
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④
純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤	純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤	純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤
課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥
法定相続人の数		遺産に係る基礎控除額		法定相続人の数	
相続税の総額	⑦	相続税の総額	⑦	相続税の総額	⑦
一般の場合 (⑩の場合を除く)	⑧	一般の場合 (⑩の場合を除く)	⑧	一般の場合 (⑩の場合を除く)	⑧
農地等納税猶予額 (第5表⑩)	⑨	農地等納税猶予額 (第5表⑩)	⑨	農地等納税猶予額 (第5表⑩)	⑨
農地等納税猶予額 (第5表⑩)	⑩	農地等納税猶予額 (第5表⑩)	⑩	農地等納税猶予額 (第5表⑩)	⑩
農地等納税猶予額 (第5表⑩)	⑪	農地等納税猶予額 (第5表⑩)	⑪	農地等納税猶予額 (第5表⑩)	⑪
暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2②)	⑫	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2②)	⑫	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2②)	⑫
配偶者の税額軽減額 (第5表⑪又は⑫)	⑬	配偶者の税額軽減額 (第5表⑪又は⑫)	⑬	配偶者の税額軽減額 (第5表⑪又は⑫)	⑬
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭	未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭	未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮	障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮	障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮
相次相続控除額 (第7表③又は④)	⑯	相次相続控除額 (第7表③又は④)	⑯	相次相続控除額 (第7表③又は④)	⑯
外国税額控除額 (第8表1⑤)	⑰	外国税額控除額 (第8表1⑤)	⑰	外国税額控除額 (第8表1⑤)	⑰
計	⑱	計	⑱	計	⑱
差引 (⑱+⑲-⑳)又は⑳+⑲-㉑ (赤字のときは0)	㉒	差引 (⑱+⑲-⑳)又は⑳+⑲-㉑ (赤字のときは0)	㉒	差引 (⑱+⑲-⑳)又は⑳+⑲-㉑ (赤字のときは0)	㉒
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑧)	㉓	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑧)	㉓	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑧)	㉓
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	㉔	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	㉔	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	㉔
小計 (㉒-㉓-㉔) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉕	小計 (㉒-㉓-㉔) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉕	小計 (㉒-㉓-㉔) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉕
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉖	農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉖	農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉖
株式等納税猶予税額 (第8の2表2㉑)	㉗	株式等納税猶予税額 (第8の2表2㉑)	㉗	株式等納税猶予税額 (第8の2表2㉑)	㉗
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑤)	㉘	山林納税猶予税額 (第8の3表2⑤)	㉘	山林納税猶予税額 (第8の3表2⑤)	㉘
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	㉙	医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	㉙	医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	㉙
申告期限までに納付すべき税額 (㉕-㉖-㉗-㉘-㉙)	㉚	申告期限までに納付すべき税額 (㉕-㉖-㉗-㉘-㉙)	㉚	申告期限までに納付すべき税額 (㉕-㉖-㉗-㉘-㉙)	㉚
還付される税額	㉛	還付される税額	㉛	還付される税額	㉛

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑧) があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

申告区分	年分	名簿番号	グループ番号	捺印
申告年月日				

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

④

☐ 税理士法第30条の書面提出有 ☐ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表 (平26, 7)

(資4-20-1-1-A4統一)

相続税の申告書

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

税務署
受付
印

フリガナ		各 人 の 合 計 (被相続人)		財 産 を 取 得 し た 人	
氏 名				印	
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)	
住 所				〒	
(電 話 番 号)				(- -)	
被相続人との続柄		職 業			
取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整 理 番 号					
取得財産の価額 (第11表③)	①			円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②				円
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③				
純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④				
純資産価額に計算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤				
課 税 価 格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥			円	
法定相続人の数	⑦	人		円	
相続税の総額	⑧	1,000		円	
一般の場合 (⑩の場合を除く)	⑨			円	
農地等納税猶予の適用 を受ける場合	⑩			円	
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑪			円	
暦年課税分の 贈与税額控除額 (第4表2③)	⑫				
配偶者の税額軽減額 (第5表④又は⑤)	⑬				
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑭				
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑮				
相次相続控除額 (第7表③又は④)	⑯				
外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰				
計	⑱				
差 引 税 額 (⑱+⑲-⑳)又は(⑱+⑲-㉑) (赤字のときは0)	㉒				
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表⑤)	㉓				
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	㉔				
小 計 (㉒-㉓-㉔) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉕				
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉖				
株式等納税猶予税額 (第8の2表2㉑)	㉗				
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	㉘				
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	㉙				
申告 申告期限までに 納税額 納付すべき税額	㉚				
(㉚-㉙) 還付される税額	㉛				

第1表 (平成26年分以降用)

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

印

第1表控 (平26.7)

(資4-20-1-5-A4統一)

□ 税理士法第30条の書面提出有

□ 税理士法第33条の2の書面提出有

相続税の申告書(続)

FD3554

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

○フリガナは、必ず記入してください。

		※申告期限延長日		年 月 日		※申告期限延長日		年 月 日		
フリガナ		財 産 を 取 得 し た 人				財 産 を 取 得 し た 人				
氏 名		印				印				
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)				年 月 日 (年齢 歳)				
住 所		〒				〒				
(電 話 番 号)		(- -)				(- -)				
被相続人との続柄		職 業								
取 得 原 因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				
※ 整 理 番 号										
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①								円
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②								円
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③								
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④								
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	⑤								
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥								000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	⑦								
	相続税の総額	⑧								円
	一般の場合(⑩の場合を除く)	⑨								円
	農地等納税猶予の適用を受ける場合	⑩								円
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	⑪								円
	各人の納付・還付額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2⑬)	⑫							
配偶者の税額軽減額(第5表⑮又は⑯)		⑬								
未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)		⑭								
障害者控除額(第6表2②、③又は⑥)		⑮								
相次相続控除額(第7表⑬又は⑭)		⑯								
外国税額控除額(第8表1⑤)		⑰								
計		⑱								
差引税額(⑬+⑭-⑮-⑯-⑰-⑱又は⑱+⑲-⑳)(赤字のときは0)		㉑								
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表⑤)		㉒								00
医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)		㉓								
小計(㉑-㉒-㉓)(黒字のときは100円未満切捨て)		㉔								
農地等納税猶予税額(第8表2⑦)		㉕								00
株式等納税猶予税額(第8の2表2㉑)	㉖								00	
山林納税猶予税額(第8の3表2㉑)	㉗								00	
医療法人持分納税猶予税額(第8の4表2A)	㉘								00	
申告期限までに納税額納付すべき税額(㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)	㉙								00	
還付される税額	㉚								△	

※の項目は記入する必要がありません。

(注) ㉚欄の金額が赤字となる場合は、㉚欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉚欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときの㉚欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署に提出する	申告区分	年分	名簿番号	グループ番号	捺印
申告年月日					

第1表(続)(平26.7)

(資4-20-2-1-A4続-)

第1表(続)(平成26年分以降用)

相続税の申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人										財産を取得した人											
氏名		印										印											
生年月日		年 月 日 (年齢 歳)										年 月 日 (年齢 歳)											
住所 (電話番号)		(- -)										(- -)											
被相続人との続柄		職業										職業											
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与										相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与											
※整理番号																							
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①										円											円
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②																					
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③																					
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④																					
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤																					
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥																					
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	⑦																					
	相続税の総額	⑧																					
	一般の場合 (⑧の場合を除く)	⑨																					
	農地等納税猶予の適用 を受ける場合	⑩																					
	相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑪																					
各人の控除	暦年課税分の 贈与税額控除額 (第4表2⑬)	⑫																					
	配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑬																					
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭																					
	障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮																					
	相次相続控除額 (第7表③又は④)	⑯																					
	外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰																					
	計	⑱																					
	差引税額 (⑱+⑩-⑲)又は(⑲+⑩-⑲) (赤字のときは0)	⑲																					
	相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表⑤)	⑳																					
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	㉑																					
税額の計算	小計(⑲-㉑-㉒) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉒																					
	農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉓																					
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2㉔)	㉔																					
	山林納税猶予税額 (第8の3表2㉕)	㉕																					
	医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	㉖																					
	申告書提出期限までに 納付すべき税額 (㉒-㉓-㉔-㉕-㉖)	㉗																					
	還付される税額 (㉓-㉔-㉕-㉖)	㉘	△																				

(注) ㉒欄の金額が赤字となる場合は、㉒欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉒欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑤)があるときの㉒欄の金額については、「相続税の申告書のしかた」を参照してください。

第1表(続)(平成26年分以降用)

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

税務
受付
印

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。

① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合

② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合

③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

第1表の付表1 (平成26年分以降用)

1 死亡した者の住所・氏名等

住所		フリガナ	相続 開始 年月 日	平成 年 月 日
	氏名			

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額

(相続税の申告書第1表の②の金額)

円

・ ・ ・ ・ ・ A

還付される税額

(相続税の申告書第1表の③の金額)

△

円

3 相続人等の代表者の指定

(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)

相続人等の

代表者の氏名

4 限定承認の有無

(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)

限定承認

5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒		〒		〒		〒	
	(2) 氏名	フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
			㊟		㊟		㊟		㊟
	※ 整理欄 〔記入しないでください。〕								
	(3) 職業及び被相続人との続柄	職業		続柄		職業		続柄	
	(4) 生年月日	明・大・昭・平		明・大・昭・平		明・大・昭・平		明・大・昭・平	
		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	(5) 電話番号								
	(6) 承継割合・ ・ ・ ・ ・ B	法定・指定		法定・指定		法定・指定		法定・指定	
	(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額		円		円		円		円
(8) 各人の(7)の合計	円								
(9) (7)の(8)に対する割合 〔(7) (8)〕									
6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円	00円	00円	00円	00円
		還付される税額	△	円	△	円	△	円	△

第1表の付表1 (平26.7)

(資4-20-1-2-A4統一)

書 き か た 等

《使用目的等》

- 1 この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- 2 この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 3 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。

なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。

- (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
- (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 1 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。
- 2 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の②欄（還付になる場合には③欄）の金額を転記してください。
- 3 「5 相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。

- (1) 「住所」欄

相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所を記入してください。

- (2) 「氏名」欄

この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。

なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。

- (3) 「承継割合・・・B」欄

法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。

（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。

なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被 相 続 人 に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいらない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (4) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄

各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。

なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5 （6）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。

- 4 「6 税額」欄

この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5 （6）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。

なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

（平26.7）

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合																
フリガナ						銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所							
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号												
		その他 ()																
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合											
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等											

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合																
フリガナ						銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所							
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号												
		その他 ()																
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合											
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等											

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合																
フリガナ						銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所							
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号												
		その他 ()																
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合											
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等											

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合																
フリガナ						銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所							
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号												
		その他 ()																
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合											
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等											

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。

なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。

※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・漁協	△ △		本店・支店 出張所 本所・支所					
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の口座番号(7桁以内)					
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等						

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。

口座番号欄には、**口座番号のみ**を左詰めで書いてください。

※ インターネット専業銀行については、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問い合わせください。

○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協			本店・支店 出張所 本所・支所					
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)	1 × × × 0 - × × × × × × × 1			郵便局名等						

記号部分(5桁) 番号部分(2～8桁)

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協			本店・支店 出張所 本所・支所					
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等	ゆうちょ銀行□□支店 又は ○○郵便局					

受取りに利用される郵便局名等を書いてください。

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の
計算明細書

被 相 続 人

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受 託 者 の
名 称 又 は 氏 名
(法人整理番号)

()

第1表の付表3
(平成26年分以降用)

1 信託の明細

番号	信 託 の 名 称	営 業 所 等 の 名 称 及 び 所 在 地
1		
2		
3		

2 信託に関する権利の明細

番号	種 類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所在場所等	数 量	単 価	価 額	外国税額控除額
					固定資産税 評 価 額	倍 数		
							円	円

信託に関する権利の価額の合計額等

①

②

- (注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。
2 この明細は、第11表に準じて記入してください。
3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しないでください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。

3 相続税額等の計算

③ 相続税の算出税額（第1表の受託者の③又は⑩欄の金額）	④ 相続税額の2割加算額（第1表の受託者の⑩欄の金額）	⑤ 外国税額控除額（②欄の金額）	⑥ (③+④-⑤)の金額
円	円	円	円

法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算

⑦ 信託に関する権利の価額の合計額（⑩欄の金額）	⑧ ⑦の価額に基づく事業税の額	⑨ ⑦の価額に基づく地方 法人特別税の額	⑩ 法人税及び事業税等の 額の基となる価額（⑦-⑧- ⑨）	⑪ ⑩の価額に基づく法人税 の額
円	円	円	円	円

⑫ ⑩の価額に基づく事業税の額	⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別 税の額	⑭ ⑩の金額に基づく道府県民税の額	⑮ ⑩の金額に基づく市町村民税の額
円	円	円	円

⑯ 法人税等控除額（⑪+⑫+⑬+⑭+ ⑮+復興特別法人税の額）	⑰ (③+④-⑯)の金額	⑱ 申告納税額（申告期限までに納付 すべき税額）（⑥-⑯）	
円	円	円	

- (注) 1 ⑧又は⑫の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
2 ⑨又は⑬の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
3 ⑩欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
4 ⑭又は⑮の各欄は、⑩欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。
5 ⑯欄の「復興特別法人税の額」の計算方法については、裏面4をご覧ください。
6 ⑱欄の金額を第1表の受託者の⑯欄に転記します。⑱欄の金額（⑥-⑯）がマイナスとなるときは「0」と記入します。

4 信託財産責任負担債務の額の計算

番号	⑲ ①欄の金額	⑳ ⑬欄の金額のうち各信託 ごとの価額の合計額	㉑ (⑲×㉒÷⑬)の金額	㉒ 各信託に関する権利に係 る外国税額控除額	㉓ 信託財産責任負担債務 の額（㉑-㉒）
	円	円	円	円	円

信託財産責任負担債務の額の合計額

- (注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。
2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。
3 ㉑欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
4 ㉒欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
5 ㉓欄の金額（㉑-㉒）がマイナスとなるときは「0」と記入します。
6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。

第1表の付表3（平26.7）

(資4-96-A4統一)

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。
 なお、「営業所等の各称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。
- 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。
- 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。
 「㊹」欄の「復興特別法人税の額」は、遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「㊺」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算します。
 「㊻」欄の金額は、第1表の㊼欄に転記します。
- 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。
- 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（（遺産に係る基礎控除））の相続人の数に算入しません。
- 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。

人格のない社団又は財団に課される相続税額の
計算明細書

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					被 相 続 人		
人格のない社団 又は財団の名称 (法人整理番号)					(		)
1 遺贈により取得した財産の明細等							
番号	種 類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所 在 場 所 等	数 量 固定資産税 評 価 額	単 価 倍 数	価 額
1							円
2							
3							
4							
5							
遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合 計 額		①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							② 円
2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算							
③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②欄の金額)		④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額		⑤ ③の価額に基づく地方法人特別税の額		⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)	
円		円		円		円	
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)		⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額		⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額		⑩ ⑦の価額に基づく地方法人特別税の額	
円		円		円		円	
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額		⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額		⑬ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+復興特別法人税の額)			
円		円		円			
3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算							
⑭ 相続税の差引税額 (第 1 表の⑬の金額)		⑮ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑬×②÷①)		⑯ 法人税等に相当する額 (⑬の金額)		⑰ 限度額 (⑬の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額)	
円		円		円		円	
4 申告納税額 (納付すべき税額) の計算							
⑱ 相続税の差引税額 (第 1 表の⑬の金額)		⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑰の金額)		⑳ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑱-⑲)		(注) ㉔の金額を人格のない社団又は財団の第 1 表の㉔欄に転記します。	
円		円		円			

第 1 表の付表 4 (平成 26 年分以降用)

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。
- 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第11表に準じて記入してください。
 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。
- 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。
 - (1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (2) 「⑧」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (3) 「⑪」及び「⑫」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
 - (4) 「⑬」欄の「復興特別法人税の額」は、遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「⑧」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算します。
- 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。
 「⑭」欄の金額を人格のない社団等の第1表の「⑰」欄に転記します。

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の
各人の算出税額の計算書

被相続人

私は、租税特別措置法第70条の6第1項
の規定による農地等についての相続税の納
税猶予の適用を受けます。

相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名

(歳)

(歳)

(歳)

第3表
(平成26年分以降用)

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合には、
特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取
得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)			
課税 価格 の 計 算	取得財産 の価額 農業相続人 (第12表⑤)	①	円	円	円
	その他の人 (第1表①・第1表②)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	③			
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に加算される暦年課 税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤			
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	A	, 000	, 000
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	相続税の総額 (第2表⑪)	⑦	00		
	あん分割合(各人の⑥) A	⑧	1.00		
	算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円
	農業相続 人の納税 猶予の基 となる税 額	⑩	00	(第1表の⑦の金額) 00円	(この表の⑦の金額) 00円
	農業投資価格超 過額(第12表③)	⑪	B		
	各人へのあん分額 (⑨×各人の⑩÷⑪)	⑫			
各人の算出税額 (⑨+⑫)		⑬			

財産を取得した人の氏名					
課税 価格 の 計 算	取得財産 の価額 農業相続人 (第12表⑤)	①	円	円	円
	その他の人 (第1表①・第1表②)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	③			
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に加算される暦年課 税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤			
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	, 000	, 000	, 000
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	相続税の総額 (第2表⑪)	⑦			
	あん分割合(各人の⑥) A	⑧			
	算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円
	農業相続 人の納税 猶予の基 となる税 額	⑩			
	農業投資価格超 過額(第12表③)	⑪			
	各人へのあん分額 (⑨×各人の⑩÷⑪)	⑫			
各人の算出税額 (⑨+⑫)		⑬			

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。

2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑧」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。

第3表(平26.7)

(資4-20-4-A4統一)

外国税額控除額
農地等納税猶予税額

の 計 算 書

被相続人

第8表

(平成26年分以降用)

1 外国税額控除

この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税		③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額 取得財産の価額割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
	国名及び税の名称	① 納期限 (年月日)						
		..		円	円		円	円
		..						
		..						
		..						
		..						
		..						

(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。

2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。

3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑰」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額

(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)	①	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑮×第3表の各農業相続人の⑫の金額)	②			
納上税の税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の(⑬+⑭)の金額)	③			
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④			
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑮×第3表の各農業相続人の⑫の金額)	⑤			
計の金額 (③－(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥			
農地等納税猶予税額 (①+②－⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑳」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式会社等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、第8の5表の①又は⑥欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉑」欄に転記します。

株 式 等 納 税 猶 予 税 額 の 計 算 書

被 相 続 人

経 営 承 継 人
(経営承継相続人等・
経営相続承継受贈者)第
8
の
2
表

(平成26年分以降用)

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
(注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表）において「経営承継人」と表記しています。

私は、第8の2表の付表1・付表2の「2 特例非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項）の適用を受けます。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額	円
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）	
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）	,000
⑤ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の相続人等の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）	,000
⑥ 基礎控除額（第2表の②欄の金額）	0,000,000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）	,000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑦×⑩)	⑭相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	⑮法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑯相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額（⑬の合計額）	00	⑮相続税の総額（⑮の合計額）	00

(注) 1 ⑤欄の「第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄の金額」となります。
2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

①（経営承継人の第1表の（⑩＋⑭－⑬））の金額	円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑬×1の③／1の（③＋⑤））	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
a（②＋③－経営承継人の第1表の⑬）の金額（赤字の場合は0）	
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑬×1の④／1の（④＋⑤））	
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）	
b（④＋⑤－経営承継人の第1表の⑬）の金額（赤字の場合は0）	
⑥ 経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は0）	
⑦（①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は0）	
⑧（a－b－⑦）の金額（赤字の場合は0）	
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注2参照）	
イ（会社名）に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00
ロ（会社名）に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00
ハ（会社名）に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00
⑩ 株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（注3参照）	00

(注) 1 ⑥欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第1表の⑩」の金額とします。
2 ⑨欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、⑨欄の記入は行わず、⑧欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
3 ⑩欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、第8の5表の②又は⑦欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄 入力 確認

第8の2表(平26.7)

(資4-20-9-2-A4統一)

被 相 続 人	
---------	--

林業経営相続人

第8の3表
(平成26年分以降用)

(平成26年分以降用)

(平成26年分以降用)

(平成26年分以降用)

(平成26年分以降用)

(平成26年分以降用)

(平成26年分以降用)

(平成26年分以降用)

(平成26年分以降用)

(平成26年分以降用)

(平成26年分以降用)

(資 4-20-9-7-A 4 統一)

農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額及び 山林納税猶予税額の調整計算書

被 相 続 人	
相 続 人 (農 業 相 続 人) (経 営 承 継 人) (林 業 経 営 相 続 人)	
この計算書は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例、同法第70条の7の2第1項若しくは同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例又は同法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例のうち2以上の特例を適用する場合に農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整の計算のために使用します。	
1 調整前納税猶予税額等の明細 この欄は、農業相続人、経営承継人又は林業経営相続人のうち2以上に該当する人が、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額についてその明細を記入します。 (注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、この計算書(第8の5表)において「経営承継人」と表記しています。	
① 調整前農地等納税猶予税額(その人の第8表の「2」の⑦欄の金額)	円 00
② 調整前株式等納税猶予税額(その人の第8の2表の「2」の⑩欄の金額)	00
③ 調整前山林納税猶予税額(その人の第8の3表の「2」の⑧欄の金額)	00
④ 調整前納税猶予税額(①+②+③)	00
⑤ 納税可能税額(その人の第1表の②欄の金額)	00
(注) 1 ④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合(「④>⑤」の場合)は、「2 各納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。 2 ④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合(「④≤⑤」の場合)は、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①、②及び③欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額③」、「株式等納税猶予税額④」又は「山林納税猶予税額⑤」欄にそれぞれ転記します。	
2 各納税猶予税額の調整 この欄は、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合(「④>⑤」の場合)に使用します。 なお、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合(「④≤⑤」の場合)は記入を要しません(上記1の(注)2参照)。	
⑥ 調整後の農地等納税猶予税額(⑤×①/④)(100円未満切捨て)	円 00
⑦ 調整後の株式等納税猶予税額(⑤×②/④)(100円未満切捨て)	00
⑧ 調整後の山林納税猶予税額(⑤×③/④)(100円未満切捨て)	00
(注) ⑥、⑦及び⑧欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額③」、「株式等納税猶予税額④」又は「山林納税猶予税額⑤」欄にそれぞれ転記します。	

第8の5表

(平成26年分以降用)

第8の5表(平26.7)

(資4-20-9-6-A4統一)

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人

第14表
(平成26年分以降用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細					② ①の価額のうち特定贈与財産の価額	③ 相続税の課税価格に算入される価額 (①－②)
			種類	細目	所在場所等	数量	①価額		
1		・ ・					円	円	円
2		・ ・							
3		・ ・							
4		・ ・							

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額	氏名	(各人の合計)							
④金額		円	円	円	円	円	円	円	円

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者)

(受贈財産の番号)

私 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の第6第1項の規定の適用を受けていません。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑦欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
				円	
		合 計			

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- (1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3第1項に規定する法人に対して寄附(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。
- (2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。
- (3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年6月22日法律第70号)附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対し、その法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細					公益法人等の所在地・名称 (公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした 相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量	価額		
・ ・					円		
・ ・							
		合 計					

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

相続財産の種類別価額表（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

F D 3 5 3 5

第15表（平成26年分以降用）

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

（単位は円）		番号	各人の合計										被相続人	
種類	細目												（氏名）	
※	整理番号		被相続人											
土地（土地の上に存する権利を含みます。）	田	①												
	畑	②												
	宅地	③												
	山林	④												
	その他の土地	⑤												
	計	⑥												
⑥のうち特例農地等	通常価額	⑦												
	農業投資価格による価額	⑧												
事業（農業）用財産	家屋、構築物	⑨												
	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩												
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪												
	売掛金	⑫												
	その他の財産	⑬												
有価証券	計	⑭												
	特定同族会社の株式及び出資	⑮												
	配当還元方式によったもの	⑯												
	その他の方式によったもの	⑰												
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑱												
債券	公債及び社債	⑲												
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑳												
	計	㉑												
	現金、預貯金等	㉒												
その他の財産	家庭用財産	㉓												
	生命保険金等	㉔												
	退職手当金等	㉕												
	立木	㉖												
	その他	㉗												
合計	計（⑥+⑨+⑬+⑰+㉒+㉓+㉔+㉕）	㉘												
相続時精算課税適用財産の価額														
不動産等の価額（⑥+⑨+⑬+⑰+㉒+㉓）														
⑯のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額														
⑱のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額														
負債														
債務														
葬式費用														
合計（㉘+㉙）														
差引純資産価額（㉘+㉙-㉚）（赤字のときは0）														
純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額														
課税価格（㉘+㉙）（1,000円未満切捨て）													〇〇〇	

第15表 (平成26年分以降用)

(資4-20-16-3-A4統一)

相続財産の種類別価額表（続）（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

F D 3 5 3 6

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

（単位は円）		被相続人	
種類	細目	番号	（氏名）
※	整理番号		
土地（土地の上に存する権利を含みます）	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
⑥のうち特例農地等	通常価額	⑦	
	農業投資価格による価額	⑧	
家屋、構築物		⑨	
	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑩	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪	
	売掛金	⑫	
事業（農業）用財産	その他の財産	⑬	
	計	⑭	
有価証券	特定同族会社株式及び出資	⑮	
	配当還元方式によったもの その他の方式によったもの	⑯	
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰	
証券	公債及び社債	⑱	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑲	
	計	⑳	
現金、預貯金等		㉑	
家庭用財産		㉒	
その他の財産	生命保険金等	㉓	
	退職手当金等	㉔	
	立木	㉕	
	その他	㉖	
計	㉗		
合計	（⑥＋⑨＋⑭＋㉑＋㉒＋㉗）	㉘	
相続時精算課税適用財産の価額		㉙	
不動産等の価額	（⑥＋⑨＋⑭＋㉑＋㉒＋㉗）	㉚	
⑥のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80％の額		㉛	
⑭のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80％の額		㉜	
負債		㉝	
葬式費用		㉞	
合計	（㉝＋㉞）	㉟	
差引純資産価額（㉟＋㉙－㉚） （赤字のときは0）		㊱	
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額		㊲	
課税価格（㊱＋㊲） （1,000円未満切捨て）		㊳	000

第15表（続）（平成26年分以降用）

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)

種類	細 目	番号	(氏 名)	被 相 続 人	(氏 名)
※	整 理 番 号				
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①			
	畑	②			
	宅 地	③			
	山 林	④			
	そ の 他 の 土 地	⑤			
	計	⑥			
	⑥のうち 特例 農地等	⑦			
家 屋、構 築 物	⑧				
事業 (農業)	機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	⑨			
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑩			
	売 掛 金	⑪			
	そ の 他 の 財 産	⑫			
用財産	計	⑬			
	有 限 公 司 株 式 等	⑭			
	配 当 金 等	⑮			
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑯			
証 券	公 債 及 び 社 債	⑰			
	証券投資信託、貸付信託 の 受 益 証 券	⑱			
	計	⑲			
	現 金、預 貯 金 等	⑳			
家 庭 用 財 産	生 命 保 険 金 等	㉑			
	退 職 手 当 金 等	㉒			
	立 木	㉓			
	そ の 他	㉔			
合 計	計	㉕			
	(⑥+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔)	㉖			
	相続時精算課税適用財産の価額	㉗			
	不 動 産 等 の 価 額 (⑥+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔)	㉘			
債 務	⑯のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額	㉙			
	⑰のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額	㉚			
	借 入 金 等	㉛			
	借 入 金 等	㉜			
等 合 計	等 合 計 (㉙ + ㉚)	㉝			
	差引純資産価額 (㉖+㉗-㉝) (赤字のときは0)	㉞			
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	㉟			
	課 税 価 格 (㉞+㉟) (1,000円未満切捨て)	㊱			

第15表(続) (平成26年分以降用)

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

名 簿 番 号	
---------	--

税 務 署 受 付 印	____年____月____日提出
〒 _____ 税務署長	住 所 (居所) _____
申請者 氏 名 _____	☎ 電話 _____
遺産の分割後、	・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項） ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（相続税特別措置法第69条の4第1項） ・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（相続税特別措置法第69条の5第1項） ・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の相続税特別措置法第69条の5第1項）
遺産が未分割であることについて、	・相続税法施行令第4条の2第2項 ・相続税特別措置法施行令第40条の2第16項又は第18項 ・相続税特別措置法施行令第40条の2の2第8項又は第10項 ・相続税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の相続税特別措置法施行令第40条の2の2第19項又は第22項
得ない事由がある旨の承認申請をいたします。 1 被相続人の住所・氏名 住 所 _____ 氏 名 _____ 2 被相続人の相続開始の日 平成____年____月____日 3 相続税の申告書を提出した日 平成____年____月____日 4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない事由 (注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類 ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類 ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類 ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類 ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類	

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住 所（居 所）	氏 名	続 柄
		印
		印
		印
		印

○ 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名 _____

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資4-22-1-A4統一)

相続税の修正申告書

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

フリガナ		各 人 の 合 計			財 産 を 取 得 し た 人		
(被相続人)					⑩		
氏 名		年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)		
住 所		〒			(-)		
被相続人	職 業						
取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。						
※ 整 理 番 号							
区 分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)	
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①	円	円	円	円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②					
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③					
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤					
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	A ,000	A ,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦	B (人) 0,000,000	B (人) 0,000,000	C (人) 0,000,000	左の欄には、第2表の②欄の⑥の人数及び③の金額を記入します。	
	相続税の総額	⑧	00	00	00	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。	
	一般の場合 (⑩の場合を除く)	⑨	円	円	円	円	円
	農地等納税猶予を受ける場合	⑩					
各人の納付・還付税額の計算	相続税額の2割加算が行われる場合 (第4表1⑤)	⑪	円	円	円	円	円
	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑬)	⑫					
	配偶者の税額軽減額 (第5表⑥又は⑦)	⑬					
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭					
	障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮					
	相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	⑯					
	外国税額控除額 (第8表1⑤)	⑰					
	計	⑱					
	差 (⑬+⑭-⑯)又は (⑱+⑰-⑱) (赤字のときは0)	⑲					
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表③)	⑳	00	00	00	00	00
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	㉑					
	小計 (⑲-⑳-㉑) (赤字のときは100円未満切捨て)	㉒					
	農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉓	00	00	00	00	00
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉔	00	00	00	00	00
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	㉕	00	00	00	00	00	
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	㉖	00	00	00	00	00	
申告 申告期限までに納付すべき税額 (㉒-㉖-㉗) 還付される税額	㉗	00	00	00	00	00	
②-②-②	㉘	△	△		△	△	

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表③) があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署
整理欄
通 信
且 付 印
年 月 日
・ ・ ・
〔 確 認 〕
者 印
集 計 票
〔 兼 用 〕
カ ー ド

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号
⑩
□税理士法第30条の書面提出有 □税理士法第33条の2の書面提出有

相続税の修正申告書(続)

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

フリガナ		財産を取得した人			財産を取得した人				
氏 名		㊸			㊸				
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)				
住 所 (電 話 番 号)		〒 (- -)			〒 (- -)				
被相続人との続柄									
職 業									
取 得 原 因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				
※ 整 理 番 号		□□□□□□□□			□□□□□□□□				
区 分		㊴ 修正前の課税額	㊵ 修正申告額	㊶ 修正する額(㊵-㊴)	㊴ 修正前の課税額	㊵ 修正申告額	㊶ 修正する額(㊵-㊴)		
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表㉓)	①	円	円	円	円	円		
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1㉑)	②							
	債務及び葬式費用の金額(第13表3㉑)	③							
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④							
	純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1㉑)	⑤							
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	㊴				㊴			
	相続税の総額	㊵							
	一般の場合(㊶の場合を除く)	あん分割(各人の㊶)	⑧						
		算出税額(㊶×各人の㊶)	⑨	円	円	円	円	円	円
		農地等納税猶予の適用を受ける場合	⑩						
		相続税額の2割加算が行われる場合(第4表1㉑)	⑪	円	円	円	円	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税 額 控 除	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2㉑)	⑫						
		配偶者の税額軽減額(第5表㉑又は㉒)	⑬						
		未成年者控除額(第6表1㉑、㉒又は㉓)	⑭						
		障害者控除額(第6表2㉑、㉒又は㉓)	⑮						
		相次相続控除額(第7表1㉑又は㉒)	⑯						
		外国税額控除額(第8表1㉑)	⑰						
		計	⑱						
	差引(⑱+⑩-⑮)又は(⑱+⑩-⑮)(赤字のときは0)	⑲							
	相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表㉑)	㉒	00	00	00	00	00	00	
	医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)	㉓							
	小計(⑲-㉒-㉓)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉔							
	農地等納税猶予税額(第8表2㉑)	㉕	00	00	00	00	00	00	
株式等納税猶予税額(第8の2表2㉑)	㉖	00	00	00	00	00	00		
山林納税猶予税額(第8の3表2㉑)	㉗	00	00	00	00	00	00		
医療法人持分納税猶予税額(第8の4表2A)	㉘	00	00	00	00	00	00		
申告納税額(㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)	㉙	00	00	00	00	00	00		
申告期限までに納付すべき税額還付される額	㉚	△	△		△	△			

(注) ㉚欄の金額が赤字となる場合は、㉚欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉚欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表㉑)があるときの㉚欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署 整理欄	年分	名簿番号	検算印	
-------------	----	------	-----	--

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

第3表・第8表2(修正申告用) (平成26年分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額(第3表)

財産を取得した人の氏名			(各人の合計)					
区 分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
課税価格の計算	取得財産	農業相続人(第12表㉕)	①	円	円	円	円	円
	の価額	その他の人(第1表㉑+第1表㉒)	②					
	債務及び葬式費用の金額(第1表㉓)	③						
	純資産価額(㉑-㉓)又は(㉒-㉓)(赤字のときは0)	④						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表㉔)	⑤						
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	A	,000	A	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額(第2表㉙)	⑦	00	00	00			
	あん分割合(各人の⑥/A)	⑧	1.00	1.00				
	算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	⑩	00	00	00	この欄には、第1表の⑦欄の金額からこの表の⑦欄の金額を控除した金額を記入します。		
	農業投資価超過額(第12表㉖)	⑪	B	B		円	円	円
	各人の算出税額(⑨+⑫)	⑬						

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2)(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名								
区 分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の⑩の金額)	①		円	円	円	円	円	円
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	⑥							
	⑦		00	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉚」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の5表の①又は⑥欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉚」欄に転記します。
2 ⑦欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の「①+②-⑥」の金額が⑦欄の④欄の金額を超える場合には、⑦欄の④欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り。)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の⑥欄の金額は、⑦欄の④欄の金額を超えることができます。

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書(続)

被相続人

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額(第3表(続))

財産を取得した人の氏名								
区 分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
課税価格の計算	取得財産	農業相続人(第12表㊥)	①					
	の価額	その他の人(第1表㊦+第1表㊧)	②					
	債務及び葬式費用の金額(第1表㊨)		③					
	純資産価額(①-③)又は(②-③)(赤字のときは0)		④					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表㊩)		⑤					
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)		⑥					
各人の算出税額の計算	相続税の総額(第2表㊰)		⑦					
	あん分割合(各人の⑥/㊱)		⑧					
	算出税額(⑦×各人の⑧)		⑨					
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額	⑩					
		農業投資価超過額(第12表㊲)	⑪					
		各人へのあん分割(⑩×各人の⑧/⑥)	⑫					
各人の算出税額(⑨+⑫)			⑬					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2(続))(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名								
区 分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の⑩の金額)			①					
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1㊳×上の表の各農業相続人の⑩の金額)			②					
税額控除額の計(第1表の各農業相続人の⑩+②の金額)			③					
上の表の③の各農業相続人の算出税額			④					
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1㊳×上の表の各農業相続人の③の金額)			⑤					
農地等納税猶予税額の計算上の税額控除の額(③-(④+⑤)の金額(赤字のときは0))			⑥					
農地等納税猶予税額(①+②-⑥)(100円未満切捨て、赤字のときは0)			⑦					

(注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㊴」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の5表の①又は⑥欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㊴」欄に転記します。
2 ⑦欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の「①+②-⑥」の金額が⑦欄の④欄の金額を超える場合には、⑦欄の④欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の⑥欄の金額は、⑦欄の④欄の金額を超えることができます。

修正第3表(続)・第8表2(続)(平26.7)

(資4-24-4-A4統一)

第3表(続)・第8表2(続)(修正申告用)(平成26年分以降用)

株 式 等 納 税 猶 予 税 額 の 計 算 書

被 相 続 人

経 営 承 継 人
(経営承継相続人等・
経営相続承継受贈者)第 8 の 2 表 (修正申告用)
(平成26年分以降用)

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
(注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表（修正申告用））において「経営承継人」と表記しています。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区 分	④ 修正前の課税額 円	⑤ 修正額 円	⑥ 修正する額 (⑤－④) 円
① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額			
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその人の③欄の金額）			
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	, 000	, 000	, 000
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）	, 000	, 000	, 000
⑤ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の相続人等の修正申告書第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄）の金額の合計）	, 000	, 000	, 000
⑥ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）	0, 000, 000	0, 000, 000	0, 000, 000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）	, 000	, 000	, 000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）	, 000	, 000	, 000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		①法定相続分に ⑦×⑧ 円	②相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。) 円	③法定相続分に ⑧×⑨ 円	④相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。) 円
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
法定相続分の合計	1	⑧相続税の総額(⑧の合計額)	00	⑨相続税の総額(⑨の合計額)	00

(注) 1 ⑤欄の「修正申告書第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄の金額」となります。
2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

区 分	④ 修正前の課税額 円	⑤ 修正額 円	⑥ 修正する額 (⑤－④) 円
①（経営承継人の修正申告書第1表の（⑧＋⑨－⑩））の金額			
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑧×1の③／1の（③＋⑤））			
③ 特定価額に基づく相続税の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a（②＋③－経営承継人の修正申告書第1表の⑬）の金額（赤字の場合は0）			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑩×1の④／1の（④＋⑤））			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）			
b（④＋⑤－経営承継人の修正申告書第1表の⑭）の金額（赤字の場合は0）			
⑥ 経営承継人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第1表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑬））（赤字の場合は0）			
⑦（①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は0）			
⑧（a－b－⑦）の金額（赤字の場合は0）			
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注3参照）			
イ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 （⑧×イの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 （⑧×ロの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 （⑧×ハの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
⑩ 株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（注4参照）	00	00	00

※この項目は記入する必要はありません。

(注) 1 ⑥欄の算式中の「修正申告書第1表の⑨」の金額について、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の⑨」の金額とします。
2 ⑧欄の⑩欄に記入する金額は、⑩欄の「a－b－⑦」の金額が⑩欄の⑦欄の金額を超える場合には、⑩欄の⑦欄の金額にとどめます（⑨及び⑩欄の⑩欄も同様です）。ただし、この特例の適用を受ける特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等（期限内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記入した特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に限り）の評価額又は税額の計算額がなかった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑩欄の⑩欄の金額は、⑩欄の⑦欄の金額を超えることができます。
3 ⑩欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみ場合は、⑩欄の記入は行わず、⑩欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑩欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑩欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
4 ⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の②又は⑧欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。

※税務署整理欄 入力 確認

修正第8の2表(平26.7)

(資4-24-5-A4統一)

山林納税猶予税額の計算書

この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。

被相続人	
林業経営相続人	

第8の3表（修正申告用）
（平成26年分以降用）

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算					
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
区 分		㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)	
① 林業経営相続人の第8の3表の付表の(A+B)欄の金額		円	円	円	
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその人の③欄の金額）					
③ 特定価額 (①－②) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)		,000	,000	,000	
④ 特定価額の20%に相当する金額 (③×20%) (1,000円未満切捨て)		,000	,000	,000	
⑤ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額（林業経営相続人以外の相続人等の第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄）の金額の合計）		,000	,000	,000	
⑥ 基礎控除額（第2表の㊵欄の金額）		0,000,000	0,000,000	0,000,000	
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額 (③+⑤－⑥)		,000	,000	,000	
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額 (④+⑤－⑥)		,000	,000	,000	
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）					
㊰ 法定相続人の氏名	㊱ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		㊲ 法定相続分に応ずる取得金額 (㊰×㊱)	㊳ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	㊴ 法定相続分に応ずる取得金額 (㊲×㊳)	㊵ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	㊶ 相続税の総額 (㊵の合計額)	00	㊷ 相続税の総額 (㊴の合計額)	00
(注) 1 ㊵欄の「修正申告書第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄の金額」となります。 2 ㊰及び㊱欄は第2表の「㊲法定相続人」の「氏名」欄及び「㊳左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。					
2 山林納税猶予税額の計算					
区 分		㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)	
① (林業経営相続人の修正申告書第1表の(㊲+㊳－㊴))の金額		円	円	円	
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額 (1の㊲×1の③/1の(③+⑤))					
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)					
a (②+③－林業経営相続人の修正申告書第1表の㊴)の金額 (赤字の場合は0)					
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額 (1の㊲×1の④/1の(④+⑤))					
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (④×20%)					
b (④+⑤－林業経営相続人の修正申告書第1表の㊴)の金額 (赤字の場合は0)					
⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の⑥欄に基づき算出税額(その人の修正申告書第1表の⑨(又は㊱)+㊱－㊴)) (赤字の場合は0)					
⑦ (①+a－b－⑥)の金額 (赤字の場合は0)					
⑧ 山林納税猶予税額 (a－b－⑦) (100円未満切捨て) (赤字の場合は0)		00	00	00	
(注) 1 ㊵欄の算式中の「修正申告書第1表の⑨」の金額について、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の㊱」の金額とします。 2 ㊵欄の㊱欄に記入する金額は、㊱欄の「a－b－⑦」の金額が㊵欄の㊱欄の金額を超える場合には、㊵欄の㊱欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特例山林（期限内申告において第8の3表の付表の「2 特例施業対象山林・特例山林の明細」に記入した特例山林に限り。その評価額又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、㊵欄の㊱欄の金額は㊵欄の㊱欄の金額を超えることができます。 3 ㊵欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㊵」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例、非上場株式等についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、㊵欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の㊱又は㊱欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㊵」欄に転記します。					

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力		確認		
---------	----	--	----	--	--

農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額及び
山林納税猶予税額の調整計算書

この計算書は、相続税の修正申告において、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例、同法第70条の7の2第1項若しくは同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例又は同法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例のうち2以上の特例を適用する場合に農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整の計算のために使用します。		被 相 続 人		
		相 続 人 (農業相続人) (経営承継人) (林業経営相続人)		
1 調整前猶予税額等の明細				
この欄は、農業相続人、経営承継人又は林業経営相続人のうち2以上に該当する人が、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額についてその明細を記入します。 (注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、この計算書(第8の5表(修正申告用))において「経営承継人」と表記しています。				
区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)	
① 調整前農地等猶予税額(その人の修正申告書第3表・第8表2の「2」の㊦欄の金額)	円 00	円 00	円 00	
② 調整前株式等猶予税額(その人の修正申告書第8の2表の「2」の㊦欄の金額)	00	00	00	
③ 調整前山林猶予税額(その人の修正申告書第8の3表の「2」の㊦欄の金額)	00	00	00	
④ 調整前猶予税額(①＋②＋③)	00	00	00	
⑤ 猶予可能税額(その人の修正申告書第1表の㊦欄の金額)	00	00	00	
(注) 1 ④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合(「④>⑤」の場合)は、「2 各納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。 2 ④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合(「④≤⑤」の場合)は、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①、②及び③欄の金額をその人の修正申告書第1表の「農地等納税猶予税額㊦」、「株式等納税猶予税額㊦」又は「山林納税猶予税額㊦」欄にそれぞれ転記します。				
2 各納税猶予税額の調整				
この欄は、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合(「④>⑤」の場合)に使用します。 なお、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合(「④≤⑤」の場合)は記入を要しません(上記1の(注)2参照)。				
区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)	
⑥ 調整後の農地等納税猶予税額(⑤×①/④)(100円未満切捨て)	円 00	円 00	円 00	
⑦ 調整後の株式等納税猶予税額(⑤×②/④)(100円未満切捨て)	00	00	00	
⑧ 調整後の山林納税猶予税額(⑤×③/④)(100円未満切捨て)	00	00	00	
(注) ⑥、⑦及び⑧欄の金額をその人の修正申告書第1表の「農地等納税猶予税額㊦」、「株式等納税猶予税額㊦」又は「山林納税猶予税額㊦」欄にそれぞれ転記します。				

第8の5表(修正申告用)
(平成26年分以降用)

相続財産の種類別価額表

(この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

被相続人

種類	細目	番号	各人の合計	氏名							
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①		円		円		円		円	円
	畑	②									
	宅地	③									
	山林	④									
	その他の土地	⑤									
	計	⑥	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	⑥のうち 特例 農地等	⑦	()	()	()	()	()	()	()	()	()
事業 (農業)	通常価額	⑧	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	農業投資価格 による価額	⑨	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	家屋、構築物	⑩	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	⑪									
用財産	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑫									
	売掛金	⑬									
	その他の財産	⑭									
	計	⑮	()	()	()	()	()	()	()	()	()
有価証券	特定同族 会社の株式 及び出資	⑯									
	配当還元方式 によったもの その他の方式 によったもの	⑰									
	⑯及び⑰以外の 株式及び出資	⑱									
	公債及び社債	⑲									
債券	証券投資信託、貸付信託の 受益証券	⑳									
	計	㉑	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	現金、預貯金等	㉒	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	家庭用財産	㉓	()	()	()	()	()	()	()	()	()
その他の財産	生命保険金等	㉔									
	退職手当金等	㉕									
	立木	㉖									
	その他の 計	㉗	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計			㉘	()	()	()	()	()	()	()	()
相続時精算課税適用財産の価額			㉙								
不動産等の価額 (⑥+⑧+⑩+⑫+⑭+⑮)			㉚								
⑯のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額			㉛								
⑰のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額			㉜								
債務	債 務	㉝									
	葬 式 費 用	㉞									
	合 計 (㉝+㉞)	㉟	()	()	()	()	()	()	()	()	()
差引純資産価額 (㉚+㉜-㉟) (赤字のときは0)			㊱								
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額			㊲								
課税価額 (㉚+㉜) (1,000円未満切捨て)			㊳		,000	,000	,000	,000	,000	,000	,000

第15表 (修正申告用) (平成26年分以降用)

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長

平成 年 月 日

【代理人記入欄】

住 所

氏 名

連絡先

(印)

開 示 請 求 者	住所又は居所 (所在地)	〒	市 (- -)
	フリガナ		
	氏名又は名称		(印)
	生 年 月 日		被相続人との続柄

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称 (旧 姓)				
生 年 月 日				
被相続人との続柄				

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	
相続開始年月日	平成 年 月 日

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	
相続開始年月日	平成 年 月 日
精算課税適用 者である旨の 記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

4 開示の請求をする理由(該当する□に✓印を記入してください。)

相続税の ☐ 期限内申告 ☐ 期限後申告 ☐ 修正申告 ☐ 更正の請求 に必要なため

5 遺産分割に関する事項(該当する□に✓印を記入してください。)

☐ 相続財産の全部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
☐ 相続財産の一部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
☐ 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等(添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。)

☐ 遺産分割協議書の写し	☐ 戸籍の謄(抄)本	☐ 遺言書の写し	☐ 住民票の写し
☐ その他()			
☐ 私は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。			

7 開示書の受領方法(希望される□に✓印を記入してください。)

☐ 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認するものが必要となります。)

☐ 送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※ 税務署整理欄(記入しないでください。)

本人(代理人)	☐ 運転免許証	☐ パスポート	☐ 健康保険証	確認者		
確認方法	☐ その他()					
委任の確認	開示請求者への確認 (. .)					
	委任状の有無 ☐ 有 ☐ 無 ()					

(資4-90-1-A4統一)

書 き か た 等 (開 示 請 求 書)

- 1 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。

- 2 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄に記入してください。

（注）「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。

- 3 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。

- 4 「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

- 5 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

- 6 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。

なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のを提出してください。

- (1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し
- (2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し
- (3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本

開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を_____署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。

- 7 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。

なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。

「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。

（注）「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。

税務署
受付印

税 務 署 整 理 欄		
番 号	入 力	確 認
※	※	※

※印欄は使用しないでください。

事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書

税務署長

平成 年 月 日

移 管 先 の 営 業 所 等	名 称	
	所 在 地	
	営業所等の長	印

次の受贈者の教育資金管理契約につき、平成 年 月 日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の3第30項の規定に基づき届出書を提出します。

受 贈 者	ふ り が な 氏 名			
	住 所 又 は 居 所			
	生 年 月 日	昭 ・ 平 . .		
移 管 を し た 取 扱 金 融 機 関 の 営 業 所 等	名 称			
	所 在 地			
既に提出した 教育資金非課 税申告書又は 追加教育資金 非課税申告書	非 課 税 抛 出 額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署
		名称	所在地	
				税務署
(摘要)				

備考

- 1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の3第30項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の3第13項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。
- 2 この届出書の記載要領は、次による。
 - (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
 - (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。
 なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
 - (4) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の
 - (イ) 「非課税抛出現額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の3第21項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第22項の規定により租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税抛出現額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛出現額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛出現額減価額を「非課税抛出現額減価額」の表示をして外書すること。
 - (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の教育資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
 - (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第14項の規定に基づく通知書

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒

所在地 _____

名 称 _____ 殿

_____ 税 務 署 長 [印]

下記1の受贈者について、下記2の事実を把握したことから、租税特別措置法第70条の2の2第14項の規定に基づき通知します。

記

1	受 贈 者	ふ り が な	
		氏 名	
		住 所 又 は 居 所	
		生 年 月 日	昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
2	事 実 (該当する項目に「✓」を付しています。)	☐	イ 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと (i) 教育資金の支払に充てられていない金銭の額 _____ 円 (ii) (i)のうち、租税特別措置法第70条の2の2第2項第2号ロに規定する学校等以外の者に支払われた金銭の額 _____ 円 (iii) 記録の訂正が必要となる年分 平成 _____ 年分
		☐	ロ 受贈者の教育資金非課税申告書等が2以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____ 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		☐	ハ 受贈者の教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が1,500万円を超えていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____ 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(摘要)			

- (注) 1 上記2のイに該当する場合には、租税特別措置法第70条の2の2第15項に基づき、同条第8項に規定する記録を訂正してください。
2 上記2のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第6項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。

(資5-69-A4統一)

教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第14項の規定に基づく通知書
(通知用)

○ 使用目的

この通知書は、租税特別措置法第70条の2の2第14項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第23条の5の3第15項第1号又は第2号に規定する事項を通知するために使用するものである。

第____号
平成____年____月____日

〒
住 所
(所在地)_____

氏 名 御中
(名 称)_____様

____税務署長 印

平成____年分 特定路線価回答書

平成____年____月____日付けで申出のありました____税に係る平成____年分の特定路線価について下記のとおり回答します。

記

道 路 の 所 在 地		
特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)	円	円
(参考) 地 区 区 分	地区	地区
借 地 権 割 合	%	%

申告書を提出する際には、この回答書の写しの添付をお願いします。

資産課税（担当）部門

担 当 者_____

電話番号____（ ）____内線_____

(注) この回答書による回答は、税法に規定する処分の通知ではありません。したがって、この回答については、異議申立て又は審査請求の対象となりませんから、ご注意ください。

(資 9 - 36 - A 4 統一)

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

贈与税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

税務署
受付印

税務署長

平成 年 月 日

届出者 住所

氏名 (電話番号 — 印)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日		昭和 平成 年 月 日	
贈与者	住所	氏名	(年 月 日 生)

- 1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 円
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額(1-2の金額) .. 円
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推定相続人 に対して他の推定相続人等 使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 に引き続き使用させています。他の推定相続人等
- 5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)
- 6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 7 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。(特定貸付けを行っている場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)
- 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)

関与税理士	電話番号
-------	------

(資12-12-1-A4統一)

※ 印欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

相続税の納税猶予の継続届出書

税務署
受付印

猶予整理簿	検 算
※	※

平成____年____月____日

____税務署長

〒

届出者住所

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第32項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※印欄は記入しなくても構いません。

農地等の相続（遺贈）があった年月日		平成 年 月 日	
被相続人	住所	氏名	(年 月 日 生)

1 納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額 円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 円

(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額 円

4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額 (1-2-3の金額) 円

5 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年____月____日に推定相続人 _____ に対して他の推定相続人等 _____ に引き続き使用させています。

使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人 _____ に引き続き使用させています。

6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）

7 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

関与税理士	電話番号
-------	------

別 紙 1

特例農地等に係る農業経営に関する明細書

受贈者、相続人
(受遺者)の氏名

租税特別措置法 第70条の4 第27項 の規定による継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特
第70条の6 第32項

例農地等に係る農業経営に関する明細は、次のとおりです。

1 継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番 号	農地等の所在地	地目	面 積 (内作付面積)	作付期間 (種類品名等)	生産量・ 飼育頭羽数 kg(頭羽)	出 荷 量 kg(頭羽)	主な出荷先(氏名・名称)	収入金額
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
			() ()	～				
合 計			()					

(資12-34-1-A4統一)

(裏)
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が、継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年の農業経営に関する事項を届け出るときに使用してください。

- ① 特例農地等のうちに都市営農農地等を有する人(平成4年分以降の贈与税又は相続税について納税猶予を受けている人に限ります。)
- ② 平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の適用を受けている人
- ③ 平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の適用を受けている人
- ④ 営農困難時貸付けを行っている人
- ⑤ 特定貸付けを行っている人

1 本文の「第70条の4第27項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第32項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第27項」の文字を横線で抹消してください。

2 「継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細」は、次により記載してください。なお、付表1及び付表2も同様に記載してください。

(1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

(注) 下記(4)との関係で、例えば、番号1として数欄使用する場合があるので留意してください。

(2) 「農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(3) 「面積(内作付面積)」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。

(4) 「作付期間(種類品名等)」欄は、1筆の農地又は採草放牧地について、1年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「1月～3月」(〇〇)、「4月～6月」(〇〇)等と具体的に記載してください。

(5) 「収入金額」欄は、所得税(住民税)の申告における収入金額を記載してください。なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。

(注) 所得税(住民税)の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事(事業)消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。

(6) 作付期間や作付の種類などからみて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、〇〇市〇〇地区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。

なお、この場合の「農地等の所在地」欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか〇〇筆」というように記載してください。

(7) 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている農地等については、「番号」、「農地等の所在地」、「面積(内作付面積)」欄(「面積(内作付面積)」欄の内作付面積を除きます。)を記載し、「生産量・飼育頭羽数kg(頭羽)」欄以下に「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書のとおり」又は「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書のとおり」と記載してください。

3 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている方は、この明細書とともに「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を提出してください。

特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書

受贈者、相続人
(受遺者)の氏名

掲げる特例農地等について引き続き営農困難時貸付けを行っていることを届け出ます。

[illegible]

51

(裏)
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が営農困難時貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における営農困難時貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 本文の「第70条の4第22項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けて第70条の6第28項
 いる場合は、「第70条の6第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第22項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 この明細書は、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自：平　・　・」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至：平　・　・」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。
- 3 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について営農困難時貸付けを行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 4 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

檢 算



おける特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

※欄には記入しないでください。

[illegible]

53

（裏）
記 載 方 法 等

この明細書は、継続届出書の提出期限前3年の間に特例農地等の異動があった場合のその異動等の明細を記載するときに使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法 第70条の4 第27項
第70条の6 第32項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6 第32項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4 第27項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。
- 3 「贈与価額・農業投資価格超過額」欄は、贈与税の場合は農地等の価額を、相続税の場合は農地等の通常価額から農業投資価格を差引いた金額を、贈与税又は相続税の申告書等により記載してください。
- 4 「譲渡等の年月日・態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、権利の設定、耕作の放棄、権利の消滅、買取りの申出等に伴う譲渡等と記載してください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による
譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書

税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長

住 所 _____

届出者

氏 名 _____ ⑩
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与 相続（遺贈）	昭 和 平 成	年	月	日
贈与者 被相続人	住所	氏名		

1 収用交換等により譲渡した農地等の明細

- (1) 所在場所 _____
(2) 地 目 _____
(3) 面 積 _____ m²

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2 農地等の譲渡をした日 _____ 平成____年____月____日

3 農地等の譲渡先 _____ 所在地 _____
名 称 _____

4 その他参考事項

--

※ 添付書類

- ☐ 公共事業施行者の証明書 ☐
☐ ☐

関与税理士

印

電話番号

(資 12-56-A 4 統一)

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡をした場合に納付すべき利子税について、同法第70条の8第1項又は第70条の8第3項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

この規定の適用を受けた場合の利子税の額は、次に掲げる「収用交換等による譲渡の時期」の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなります。

収用交換等による譲渡の時期	利子税の額
平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間の場合	0（零）
上記以外の場合	通常納付すべき利子税の額の2分の1の金額

1 提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡をした日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、この規定の適用が認められます。

2 記載要領

(1) 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続（遺贈）後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

3 添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による
譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書(付表)

届出者	住所		氏名	
-----	----	--	----	--

収用交換等により譲渡した農地等の明細

所 在 場 所	地 目	面 積	備 考
		m ²	

- (注) 1 「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された
「譲渡を受けた農地等」の内容と同一か確認してください。
2 贈与又は相続の後に分筆等があったものについては、その旨を備考欄に記載してください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）

税務署 受付印		整理簿番号		※	
税務署長		〒		住 所	
申請者		氏 名		☎ 電話	
年 月 日提出					
次の規定により、下記のとおり 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額等に関する承認申請をします。					
規定	贈与税	☐ 租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）			
		☐ 租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）			
	相続税	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）			
		☐ 租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）			
(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受ける場合には、それぞれの「☐」にレ印をしてください。					
記					
譲渡等をした 特例農地等	所在地			計	
	地目等、面積		m ²		m ²
	贈与を受けた 相続（遺贈）があった年月日	平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	贈与の時の価額 相続（遺贈）	円		円	円
	農業投資価格	円		円	円
	農業投資価格超過額	円		円	円
	譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	譲渡等の対価の額	円		円	円
取得地等又は 採る草 見込地 の等	所在地				
	地目等、面積		m ²		m ²
	取得等予定の年月日	平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	取得価額の見積額 （代替農地等の取得の場合）	円		円	円
	譲渡等の時における価額 （代替農地等の付替えの場合）	円		円	円
摘要					

関 与 税 理 士	印	電話番号	
-----------	---	------	--

(資12-19-1-A4統一)

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

- この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。
この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について租税特別措置法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。
- 「譲渡等をした特例農地等」の各欄は、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。
 - 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。
なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。
- 「取得等をする見込みの農地又は採草放牧地等」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「取得等予定の年月日」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等の取得予定年月日を、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等を農業の用に供する予定年月日を記載してください。
 - 「取得価額の見積額」欄は、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合に、代替農地等の取得価額の見積額を記載してください。
 - 「譲渡等の時における価額」欄は、代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合に、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。
- 次の①又は②に掲げる場合には、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

①	三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域のことをいいます。）内に所在する特例農地等の収用交換等による譲渡につき、その譲渡があった日から1年以内に農地又は採草放牧地となる見込みのある土地について、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合	〈添付書類〉 公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類
②	代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合	

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第1項の市の区域
3	上記2に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるものの区域



第 号

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名 称 殿

平成 年 月 日

税務署長 印

代替農地等の取得等に関する
承認申請に対する承認（却下）書 （通知用）

平成 年 月 日付で申請のありました、代替農地等の取得等見込みについての
取得価額の見積額等の承認申請を 承認
却 下 いたします。

この通知に係る処分理由

（注） 譲渡等があった日から1年を経過する日までに、その承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が代替農地等の取得に充てられていない場合やその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を農業の用に供していない場合には、その部分に対応する 贈与税額
相続税額 又は全部の 贈与税額
相続税額 は、その1年を経過した日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 12-19・28-3-A 4 統一）

代替農地等の取得等に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

使用目的

この承認（却下）書は、「代替農地等の取得等に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

代替農地等の取得価額等の明細書

整理簿番号	検印
※	※

税務署
受付印

税務署長

〒 _____ 住 所 _____
氏 名 _____ 印 電話 _____

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規定	贈与税	☐ 租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）
		☐ 租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）
	相続税	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）
		☐ 租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）

(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受けた場合には、それぞれの「□」にレ印を記入してください。

記

譲渡等をした 特例農地等	所在地						
	地目等、面積	①	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	譲渡年月日、態様		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円	円	円	円
取得等をした 農地又は 採草放牧地等	所在地						
	地目等、面積	④	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	取得年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	農地法の規定による許可又は 届出の受理年月日		平成 年 月 日 許可 届出	平成 年 月 日 許可 届出	平成 年 月 日 許可 届出	平成 年 月 日 許可 届出	平成 年 月 日 許可 届出
	取得の態様						
	取得価額 (代替農地等の取得の場合)	⑤	円	円	円	円	円
	譲渡等の時における価額 (代替農地等の付替えの場合)	⑥	円	円	円	円	円
	買入先 住所又は所在地 氏名又は名称						
譲渡等が分	② × $\frac{③ - (⑤ + ⑥)}{③}$		円	円	円	円	円
譲渡等が分	① × $\frac{⑤ + ⑥}{③}$ 1を超えるときは1とする。	⑦	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	② × $\frac{⑤ + ⑥}{③}$ 1を超えるときは1とする。	⑧	円	円	円	円	円
摘要							

(注) 1 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。
2 「買入先」欄は、代替農地等の取得に関する承認の場合に記載してください。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-20-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等をした日から１年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得したとき又は農業の用に供したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の7第23項若しくは第24項又は第23条の8第18項若しくは第19項に規定する書類として使用してください。

- 1 この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、代替農地等の取得等をする見込みにつき、承認申請をした規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について同法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

- 2 「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

- (2) 「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「贈与」、「転用」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

- 3 「取得等をした農地又は採草放牧地等」の各欄には、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「取得年月日」欄は、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等の取得年月日を記載してください。

- (2) 「取得価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）」の規定に基づき代替農地等の取得をした場合に、その代替農地等の取得価額を記載してください。

- (3) 「譲渡等の時における価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）」の規定に基づき代替農地等を農業の用に供した場合に、公共事業施行者から交付を受けた下記5②の書類に基づき、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

- 4 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

- 5 次の①又は②に掲げる場合には、この明細書に次の書類を添付して提出してください。

①	代替農地等のうちに、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域をいいます。）内に所在するものがある場合	〈添付書類〉 三大都市圏の特定市の区域内に所在する代替農地等が租税特別措置法第70の4第1項又は第70の6第1項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写し
②	代替農地等の付替えに関する承認を受けた場合	〈添付書類〉 公共事業施行者から交付を受けた特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を明らかにする書類

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第1項の市の区域
3	上記2に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等

の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号又は第9号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得等に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得等に関する承認とみなされるときに譲渡等をした特例農地等の明細は次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	m ²	m ²	m ²	m ²
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円

（資12-21-A4統一）

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、贈与税の納税猶予を受けている者が特例農地等を譲渡し、これについて代替農地等の取得等の承認を受けている場合において、特例農地等を譲渡した日から1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その贈与者の死亡にかかる相続税について相続税の納税猶予を受けるための相続税の申告書の添付書類として使用してください。

- 1 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。
- 2 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書

(納税猶予事案用)

整理簿番号

税 務 署
受 付 印

〒

住 所

税務署長

申請者

年 月 日提出

氏 名 ⑥ 電話

租税特別措置法施行令 第40条の6 第36項 の規定により 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係
る 代替農地等の取得価額の見積額等 第40条の7 第39項 に関する承認申請をいたします。

買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農 地 等 の 所 在 地						計
	農地等の地目、面積		m ²		m ²		m ²
	贈与を受けた相続(遺贈)のあった年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	贈与相続(遺贈)の時の価額	円	円	円	円		円
	農 業 投 資 価 格	円	円	円	円		円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円		円
	買取りの申出等の内容						
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
譲渡等又は採草放牧地取得見込みの明細	譲渡等の予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円		円
	取得する農地又は採草放牧地の所在地						
	農地等の地目、面積		m ²		m ²		m ²
	取得予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
都市営農農地等該当の農地明細	取得対価の見積額	円	円	円	円		円
	都市営農農地等該当予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地						
	農地等の地目、面積		m ²		m ²		m ²

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資 12-35-1-A 4 統一)

(裏)
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から1年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から1年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から1か月以内です。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第39項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の6第36項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。

2 「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1) 「農地等の地目、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ田、畑と記載してください。

(2) 「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（又は第15条第1項）の規定による買取りの申出、都市計画の決定、都市計画の変更、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3 「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

猶予整理簿	検 印
※	※

税 務 署
受 付 印

____ 税務署長

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 _____
住 所 _____氏 名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法施行規則 第23条の7第25項 第23条の8第20項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡等をした 特例農地等の 明細	農地等の所在地			
	農地等の地目			
	農地等の面積	①	㎡	㎡
	買取りの申出等の内容			
	買取りの申出等の年月日		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	譲渡等の年月日		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	譲渡等の態様			
	譲渡の対価の額	②	円	円
取得した農地又は 採草放牧地の 明細	贈与価額 農業投資価格超過額	③	円	円
	農地等の所在地			
	地 目 等			
	面 積	④	㎡	㎡
	農地法の規定による許可 又は届出の受理年月日		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日許可 届出	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日許可 届出
	取 得 の 態 様			
	取 得 年 月 日		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	取 得 価 額	⑤	円	円
買がる 取あ部分 のた 申と 出され	買入先			
	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	① × $\frac{② - ⑤}{②}$	⑥	㎡	㎡
買がれ 取なる りか部 のつ分 申た 出と 等さ	③ × $\frac{② - ⑤}{②}$	⑦	円	円
	① × $\frac{⑤}{②}$ (1を超えるとき は1とする。)	⑧	㎡	㎡
	③ × $\frac{⑤}{②}$ (1を超えるとき は1とする。)	⑨	円	円

(注) 代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が平成3年1月1日において租税特別措置法第70条の4第2項
第3号イからハまでに掲げる区域内にある場合には、その農地又は採草放牧地が同法第70条の4第1項に規定す
る農地又は採草放牧地に該当するものであることについての市長、区長の証明が必要となります。

※印欄は記入しないでください。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

記 載 方 法 等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から１年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則 第 23 条の 7 第25項 第 23 条の 8 第20項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の 8 第20項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の 7 第25項」の文字を横線で抹消してください。

- 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
- (2) 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- (3) 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。

なお、「取得の態様」欄は、上記 2 の(3)に準じて記載してください。

- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記 2 及び 3 により記載した事項に基づいて記載してください。

都市営農農地等該当に関する明細書

税務署
受付印

猶予整理簿	検 印
※	※

平成____年____月____日

____税務署長

〒
住 所 _____氏 名 _____ 印
(電話番号 _____)

第23条の7第26項 租税特別措置法施行規則 第23条の8第21項 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農

農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

告示又は採草放牧地のに係る明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	告示又は事由の内容				
	告示又は事由が生じた年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
該開明 当す細 に	都市営農農地等に該当した日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	該当した農地等の面積	③	㎡	㎡	㎡
買等と 取がれ りある の部 申た分 出と	(① - ③) の面積	④	㎡	㎡	㎡
	② × $\frac{① - ③}{①}$	⑤	円	円	円
買等と 取がさ りなれ のかる 申っ部 出た分	③ の面積	⑥	㎡	㎡	㎡
	② × $\frac{③}{①}$	⑦	円	円	円

(注) 特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資12-37-A4 統一)

※印欄は記入しなさい。

(裏)
記載方法等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から1年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則 第23条の7 第26項 第23条の8 第21項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8 第21項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7 第26項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
 - (2) 「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- 3 「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

被相続人
の氏名相 続 人
の氏名

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等
に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第10号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に買取りの申出等に係る特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合又は当該買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認又は都市営農農地等該当に関する承認とみなされるときに買取りの申出等に係る特例農地等の明細は、次のとおりです。

買取りの申出等に係る 特例農地等の所在地番				
地 目 等				
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²
相続時における価額	円	円	円	円
相 続 時 に お ける 農業投資価格超過額	円	円	円	円
買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
買取りの申出等の内容				
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、 譲渡等の態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
都市営農農地等該当年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(資12-38-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署
受付印

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒
届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第9項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所	氏名
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	公告番号	
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
貸付特例適用農地等に対する 借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細) (注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。		(借受代替農地等の合計面積) (別紙の②) _____ m ² (貸付特例適用農地等の合計面積) (別紙の①) _____ m ² $\frac{\text{借受代替農地等の合計面積}}{\text{貸付特例適用農地等の合計面積}} = \frac{\text{別紙の②}}{\text{別紙の①}} = \text{ } \% \geq 80\%$ (小数点以下切捨)
(提出書類) 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し		
関与税理士	印	電話番号

(資12-76-1-A4統一)

別 紙

貸付特例適用農地等及び
借受代替農地等の明細書等受贈者
の氏名猶予整理簿
※

貸付特例適用農地等の明細

番号	農地等の所在地番			借受者の氏名	借受者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類		
1		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
2		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
3		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
4		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
5		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
貸付特例適用農地等の合計面積				① () m ²	m ²

※印欄は記入しないでください。

- (注) 1 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の()内に同項の規定を受けている農地等の全体の面積を記載してください。
- 2 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の[]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細

番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間
1		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・
2		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・
3		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・
4		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・
5		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・
借受代替農地等の合計面積				②	m ²

- (注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- (資12-76-2-A4統一)

記 載 方 法 等

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等の届出書として使用してください。

なお、この明細書は、「贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書」とともに特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内に提出してください。

- 1 「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- 2 「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積計画書に記載された面積を記載してください。
- 3 「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。
- 4 「貸付特例適用農地等の明細」の「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄には、農用地利用集積計画書に記載された借受者の氏名及び住所を記載してください。

なお、貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた者の氏名及び住所を同欄の〔 〕内に記載してください。

- 5 「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「2」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。
- 6 「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積計画書に基づき、上記「1」から「4」に準じて記載してください。
- 7 「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
- 8 「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

- 9 「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

貸付特例適用農地等の（変更）届出書
（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

猶予整理簿	検 算
※	※

税 務 署
受 付 印

税務署長

平成____年____月____日

〒
届出者 住所 _____

氏名 _____ 印
（電話番号 _____）

租税特別措置法 第70条の4第8項 第70条の6第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成____年____月____日届出分）については、

☐ イ、同条 第10項 第12項 （1号・3号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させた

ので同条 第11項 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

☐ ロ、賃借権等の存続期間が満了したので、同条 第40条の6第27項 第40条の7第28項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

☐ ハ、賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同条 第40条の6第27項 第40条の7第28項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農 地 等 の 贈 与 を 受 け た 年 月 日 相続（遺贈）があった			昭 和 年 月 日 平 成		
贈 与 者 被 相 続 人	住 所		氏 名		

○ 貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地 目	面 積	農地の状況及びの状況にあることを知った日	賃借権等消滅年月日
1			㎡	(. .)	. .
2				(. .)	. .
3				(. .)	. .
4				(. .)	. .
5				(. .)	. .

（注）上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電 話 番 号
-------	---	---------

（資12-79-A4統一）

※印欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定める
ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署
受付印

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒

届出者住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の6第11項の規定により届け出ます。
なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所	氏名
------	----	----

届出者が被相続人から農地等を _____ により取得した年月日 相続 遺贈	昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
--	--

貸付特例適用農地等 に係る農用地利用集積 計画の内容	公 告 年 月 日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	公 告 番 号 _____
	賃借権等の存続期間（始期～終期） 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

貸付特例適用農地等に対する 借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細)	(借受代替農地等の合計面積) (別紙の②) _____ m ²
(注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	(貸付特例適用農地等の合計面積) (別紙の①) _____ m ² = _____ % ≥80% (小数点以下切捨)

(提出書類)

- 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

別 紙

貸付特例適用農地等及び
借受代替農地等の明細書等農業相続人
の氏名猶予整理簿
※

貸付特例適用農地等の明細

番号	農地等の所在地番			借受者の氏名	借受者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類		
1		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
2		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
3		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
4		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
5		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借	[]	[]
貸付特例適用農地等の合計面積				① () m ²	m ²

※印欄は記入しないでください。

- (注) 1 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の()内に同項の規定を受けている農地等の全体の面積を記載してください。
- 2 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の[]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細

番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名		貸付者の住所	
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間	賃借権等の存続期間	賃借権等の存続期間
1		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・	・ ・	・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・	・ ・	・ ・
2		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・	・ ・	・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・	・ ・	・ ・
3		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・	・ ・	・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・	・ ・	・ ・
4		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・	・ ・	・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・	・ ・	・ ・
5		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・	・ ・	・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ～ ・ ・	・ ・	・ ・
借受代替農地等の合計面積				②	m ²	m ²	m ²

- (注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- (資12-80-2-A4統一)

記 載 方 法 等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等の届出書として使用してください。

なお、この明細書は、「相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書」とともに特例農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内に提出してください。

- 1 「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- 2 「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積計画書に記載された面積を記載してください。
- 3 「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。
- 4 「貸付特例適用農地等の明細」の「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄には、農用地利用集積計画書に記載された借受者の氏名及び住所を記載してください。

なお、貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた者の氏名及び住所を同欄の〔 〕内に記載してください。

- 5 「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「2」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、相続税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。
- 6 「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積計画書に基づき、上記「1」から「4」に準じて記載してください。
- 7 「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
- 8 「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

- 9 「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

整理欄

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長

届出者 住所 〒
氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法 第 70 条の 4 第 18 項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法 第 70 条の 4 第 19 項 第 70 条の 6 第 23 項 の規定により届け出ます。

1	贈与 相続又は遺贈	により特例農地等を取得した年月日	昭 和 ・ 平 成	年	月	日
2	贈与者 被相続人	の住所・氏名	住 所	氏 名		
3	一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項					
(1)	承認申請書の提出年月日		平 成	年	月	日
(2)	(1)の承認申請に対する承認年月日 ※		平 成	年	月	日
※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。						
4	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項					
(1)	貸付先(事業施行者)の名称等	住 所	名 称			
(2)	貸付期間	貸付けを行った日	平 成	年	月	日
		貸 付 期 限	平 成	年	月	日
(3)	一時的道路用地等に係る 事業等に関する事項	事 業 名				
		使 用 目 的				
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。						
5	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細					
番号	所 在 場 所	地 目	貸 付 け 直 前 の 利 用 状 況	面 積	地 上 権 等 の 登 記 の 有 無	
1				() m ² m ²	有 ・ 無	
2				() m ² m ²	有 ・ 無	
3				() m ² m ²	有 ・ 無	
4				() m ² m ²	有 ・ 無	
5				() m ² m ²	有 ・ 無	
6				() m ² m ²	有 ・ 無	
7				() m ² m ²	有 ・ 無	
8				() m ² m ²	有 ・ 無	
9				() m ² m ²	有 ・ 無	
10				() m ² m ²	有 ・ 無	
			合 計	() m ² m ²		
一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類……………(別添のとおり)						
関 与 税 理 士		印	電 話 番 号			

(資 12-82-A 4 統一)

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- 1 この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」及び「第70条の6第23項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の4第18項」及び「第70条の4第19項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 3(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - (1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。
 - (2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。
 - (3) 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。
 - (注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。
- (例) ・(1)又は(3)の場合
承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が平成13年4月25日であれば、継続貸付届出書は毎年4月25日までに提出しなければなりません。
・(2)の場合
承認申請書を提出した日が平成13年4月25日であれば、承認年月日は、平成13年5月25日となり、継続貸付届出書は毎年5月25日までに提出しなければなりません。
- 3 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- 4 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。
- 5 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

整理簿番号

税 務 署
受 付 印

〒

住 所

税務署長

申請者

年 月 日提出 氏 名 ⑤ 電話

租税特別措置法 第70条の4第18項
第70条の6第22項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地

上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受け

第40条の6第39項
第40条の7第43項 の規定により承認申請します。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称		住所	名称
	貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日	
		貸付期限	平成 年 月 日	
	地上権等の登記の有無		有 ・ 無	
	賃貸料の金額		円 ・ 無償	
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成 年 月 日までに自己等の農業の用に供する予定です。

関与税理士

印

電話番号

(資 12-83-1-A 4 統一)

(裏)

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第2項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から1か月以内です。

- 1 この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第70条の6 第22項」と「第40条の7 第43項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第70条の4 第18項」と「第40条の6 第39項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 2(1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- 3 2(1)の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。
- 4 2(2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 5 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。
- 6 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- 7 この承認申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
 - (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表

申請者氏名

1 贈与により特例農地等を取得した年月日等 相続又は遺贈					
取得した年月日		昭和・平成 年 月 日			
贈与者又は被相続人の住所・氏名		住所			氏名
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細					
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				() m ² m ²	有・無
2				() m ² m ²	有・無
3				() m ² m ²	有・無
4				() m ² m ²	有・無
5				() m ² m ²	有・無
6				() m ² m ²	有・無
7				() m ² m ²	有・無
8				() m ² m ²	有・無
9				() m ² m ²	有・無
10				() m ² m ²	有・無
			合計	() m ² m ²	
上記の土地に係る租税特別措置法施行令 第40条の6 第40項 第40条の7 第44項 に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法 施行規則 第23条の7 第27項 第23条の8 第22項 に規定する契約書等の写し----- (別添のとおり。)					
3 承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細					
所在場所	地目	面積	所在場所	地目	面積
		m ²			m ²

(資12-83-2-A4統一)

(裏)
記載方法等

- 1 この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、1 筆ごとに、次によって記載してください。
 - イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - ハ 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。
 - ニ 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - (イ) 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - (ロ) 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ） 内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - ホ 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - (2) 贈与税についての承認申請をするときは、「2」下欄の文中の「第40条の7 第44項」と「第23条の8 第22項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6 第40項」と「第23条の7 第27項」の文字を二重線で抹消してください。
 - (3) 「3」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を1 筆ごとに、次によって記載してください。
 - イ 「所在場所」及び「地目」欄は、(1) に準じて記載してください。
 - ロ 「面積」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。



第 号

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名 称 殿

平成 年 月 日

税務署長 印

一時的道路用地等としての貸付に
関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用）

平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の4 第18項
第70条の6 第22項
の規定に基づく承認申請を 承認
却 下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注） 1 この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を
納税地の所轄税務署長に提出してください。

2 当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に
地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当
該農地等を申請者の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した
日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 12-83-4-A 4 統一）

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

一時的道路用地等としての貸付けに係る
地上権等が消滅した旨の届出書

整理簿

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

届出者 住所

氏名 印
(電話番号 -)

租税特別措置法 第70条の4第18項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に
第70条の6第22項 基づき貸し付けていた特例農地等について 貸付期限の到来 により平成 年 月 日に地上権等が消滅した
第40条の6第44項 第40条の7第50項 の規定により届け出ます。

1 贈与 相続又は遺贈	により特例農地等を取付した年月日	昭和・平成 年 月 日						
2 贈与者 被相続人	の住所・氏名	住 所 氏 名						
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項								
(1) 貸付先 (事業施行者) の名称等	住 所	名 称						
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日						
	貸 付 期 限	平成 年 月 日						
(3) 一時的道路用地等に係る 事業等に関する事項	事 業 名							
	使 用 目 的							
4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細 (この届出書の提出日現在)								
(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等	(2) (1) のうち貸付け終了後の土地利用状況等							
番 号	所 在 場 所	地 目	貸付け直前 の利用状況	面 積	地上権等の 登記の有無	自己等の 農業の用に 供した日 (予定日)	自己等の農 業の用に供 した(供す る)面積	現在(今後)の 利 用 状 況
1				() ㎡	有・無	年 月 日	㎡	
2				() ㎡	有・無			
3				() ㎡	有・無			
4				() ㎡	有・無			
5				() ㎡	有・無			
6				() ㎡	有・無			
7				() ㎡	有・無			
8				() ㎡	有・無			
9				() ㎡	有・無			
10				() ㎡	有・無			
			合 計	() ㎡			㎡	
(3) (2)の土地について								
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること (又は遅滞なく耕作する見込みであること)を証する農業委員会の書類								
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類 その他の添付書類については別添のとおりです。								

関与税理士

印

電話番号

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第50項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第44項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 4 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - (6) 「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。
 - (7) 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。
- 5 この届出書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類
 - (2) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
 - (3) 地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります）
 - (4) 一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例附加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農業生産法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

整理簿

校 驗 印

税務署長

平成 年 月 日

届出者 住所

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法 第70条の4第18項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付け
第70条の6第22項
について、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き
第40条の6第46項
同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の7第52項 の規定により届け出ます。

1	贈与 相続又は遺贈	により特例農地等を取得した年月日	昭 和 ・ 平 成 年 月 日		
2	贈与者の住所・氏名 被相続人	住 所		氏 名	
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項				
(1)	貸付先（事業施行者）の名称等	住 所		名 称	
(2)	貸付けを行った日	平 成 年 月 日			
	当初の貸付期限	平 成 年 月 日			
	延長後の貸付期限	平 成 年 月 日			
(3)	一時的道路用地等に係る 事業等に関する事項	事 業 名			
		使 用 目 的			
4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日					
延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成_____年_____月_____日までに自己等の農業の用に供する予定です。					
5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細					
(1) 一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等					(2) (1) の うち 貸付期限を 延長する 特例農地 等の面積
番号	所 在 場 所	地 目	面 積	地上権等の 登記の有無	
1			(.....)㎡ ㎡	有 ・ 無	(.....)㎡ ㎡
2			(.....)㎡ ㎡	有 ・ 無	(.....)㎡ ㎡
3			(.....)㎡ ㎡	有 ・ 無	(.....)㎡ ㎡
4			(.....)㎡ ㎡	有 ・ 無	(.....)㎡ ㎡
5			(.....)㎡ ㎡	有 ・ 無	(.....)㎡ ㎡
6			(.....)㎡ ㎡	有 ・ 無	(.....)㎡ ㎡
7			(.....)㎡ ㎡	有 ・ 無	(.....)㎡ ㎡
8			(.....)㎡ ㎡	有 ・ 無	(.....)㎡ ㎡
9			(.....)㎡ ㎡	有 ・ 無	(.....)㎡ ㎡
10			(.....)㎡ ㎡	有 ・ 無	(.....)㎡ ㎡
			合 計	(.....)㎡ ㎡	(.....)㎡ ㎡
(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の7 第32項 第23条の8 第27項 に規定する契約書等の写し …………… (別添のとおり)					

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資12-86-A4統一)

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第52項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第46項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
 （注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。
- 3 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。
- 4 この届出書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面
 - (2) 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

営農困難時貸付けに関する届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住 所

氏 名 ⑩ 電 話

租税特別措置法 第70条の4 第22項
第70条の6 第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等について
は、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈 与 者 被 相 続 人	住 所	氏 名	
届出者が 贈 与 者 被相続人 から農地等を 贈 与 相続(遺贈) により取得した年月日	昭 和 平 成	年 月 日	

2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	平成 年 月 日
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）	
(1) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。	
(2) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。	
(3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。	
(4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。	
(5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害手帳に記載されました。（(4)に該当する場合を除きます。）	
(6) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。	

3 営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住 所（居 所） 又 は 本 店 （主たる事務 所）の所在地	氏 名 又は 名 称	
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人又は租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者で贈与税の納税猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。）

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資 12-110-1-A 4 統一)

※
印
は
記
入
し
な
い
で
く
だ
さ
い
。

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 3 相続税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。
- 4 この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。

税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

- 6 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署におたずねください。

「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当たっては、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

- 1 営農困難時貸付けに関する届出書の「2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) (1)を○で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (2) (2)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (3) (3)を○で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- (4) (4)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

- (5) (5)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

- (6) (6)を○で囲んだ人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- 2 営農困難時貸付けに関する届出書の「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(資 12-110-3-A4 統一)

(1) (1)を○で囲んだ人

イ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

ロ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

(イ) 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

(ロ) 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人

届出に係る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(4) (4)を○で囲んだ人

イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類

ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）

ハ 次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類

（イ）届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）

② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

（ロ）上記（イ）に掲げる場合以外の場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類（営農困難時貸付けを行った特例農地等が2以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。）

- ① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

- ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

- ③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成____年____月____日

税務署長

〒

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑤ 電話 _____

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に 耕作の放棄 賃借権等の消滅 があり、同条 第23項 第28項 の新たな営農困難時貸付けを
を行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

※印は記入しないでください。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈 与 者 被 相 続 人	住 所	氏 名
届出者が 贈 与 者 から農地等を 贈 与 により取得した年月日 被相続人 相続(遺贈)		昭 和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 平 成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住 所(居 所) 又 は 本 店 (主たる事務 所)の所在地	氏 名 又 は 名 称
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 至：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)

...(事情の詳細).....

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな営農困難時貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住 所(居 所) 又 は 本 店 (主たる事務 所)の所在地	氏 名 又 は 名 称
新たに営農困難時貸付けを行った年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 至：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士

印

電話番号

(資 12-111-1-A 4 統一)

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届 出 書 の 提 出 期 限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

**「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について
新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧**

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

- １ 障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (2) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (3) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- (4) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

- (5) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（(4)に該当する人を除きます。）

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

- (6) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を事故の農業の用に供することが困難となった人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

（資１２－１１１－３－Ａ４統一）

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の「3 新たな営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

イ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

ロ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

(イ) 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

(ロ) 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人

届出に係る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(4) (4)を○で囲んだ人

イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類

ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**(届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類)

ハ 次に掲げる(イ)又は(ロ)の区分に応じそれぞれに掲げる書類

(イ) 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。)

② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

③ 利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街

化区域を除きます。)

(ロ) 上記 (イ) に掲げる場合以外の場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類(営農困難時貸付けを行った農地等が2以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。)

① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

③ 利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時

貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑤ 電話 _____

租税特別措置法 第 70 条の 4 第 22 項
第 70 条の 6 第 28 項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に 耕 作 の 放 棄 があり、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に自己の農業
賃借権等の消滅
の用に供しましたので、同条 第 23 項
第 28 項 の規定により届け出ます。

※印は記入しないでください。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈 与 者 被 相 続 人	住 所	氏 名
届出者が 贈 与 者 から農地等を 贈 与 により取得した年月日 被相続人 相続(遺贈)	昭 和 平 成	年 月 日

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住 所 (居 所) 又 は 本 店 (主たる事務所)の所在地	氏 名 又 は 名 称
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 至：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)

..(事情の詳細).....

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

自己の農業の用に供することが困難な状態でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。

..(事情の詳細).....

.....

.....

.....

.....

関与税理士

印

電話番号

(資 12-112-1-A 4 統一)

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次のA又はBに掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届 出 書 の 提 出 期 限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき	自己の農業の用に供した日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

**耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付
農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書**

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成____年____月____日

税務署長

〒

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑤ 電話 _____

租税特別措置法 第 70 条の4第22項 第 70 条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付け
賃借権等の消滅

を行う見込みです。ついては、同条 第23項 第28項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令

第 40 条の6第55項 第 40 条の7第58項 の規定により承認申請します。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈 与 者 被 相 続 人	住 所	氏 名
届出者が 贈 与 者 から農地等を 贈 与 により取得した年月日 被相続人 相続(遺贈)		昭 和 平 成 年 月 日

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住 所(居 所) 又 は 本 店 (主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 至：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)

…(事情の詳細)………

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項

新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる 場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情 (事情)………	
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認 の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。	
上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号のすべてを○で囲んでください。)	
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	

関与税理士

印

電話番号

(資 12-113-1-A 4 統一)

※印は記入しないでください。

(裏)
記 載 方 法 等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内です。

この承認申請書は、次により記載してください。

- 1 この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第70条の6第28項」、「第28項」及び「第40条の7第58項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第70条の4第22項」、「第23項」及び「第40条の6第55項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- 5 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 6 この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。
- 7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

**「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に
係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧**

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類その他の書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- 1 (1)を○で囲んだ人
 - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**
- 2 (2)を○で囲んだ人
 - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**
- 3 (3)を○で囲んだ人
 - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**
- 4 (4)を○で囲んだ人で、承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が次の①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合
 - ① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）
 - ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域
 - ③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）
 - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が上記①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

（資12-113-3-A4統一）

--	--	--	--	--	--	--

第 号

住 所 又 は

所在地（納税地）

氏 名 又 は

名 称

殿

平成 年 月 日

税務署長 印

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る
新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の4第23項
第70条の6第28項
の規定に基づく承認申請を 承認
却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注） この承認に係る特例農地等について新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、新たな営農困難時貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 12-114-2-A 4 統一）

被相続人
の氏名耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時
貸付農地等を相続税の申告期限までに新たな営農困難時貸付けを行った農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第 70 条の 4 第 22 項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを
行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に

耕作の放棄
賃借権等の消滅 があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の

申告書の提出期限までに、租税特別措置法第 70 条の 6 第 28 項に規定する新たな営農困難時
貸付けを行ったので、同項の適用を受けます。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	新たな営農困難時貸 付けを行った年月日	左 記 の 新 た な 営農困難時貸付け に関する届出書の 提出予定年月日
			m ²	平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資 1 2 - 1 1 5 - A 4 統一)

被相続人
の氏名

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時
貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第 70 条の 4 第 22 項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを
行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に
耕作の放棄 があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の
賃借権等の消滅
申告書の提出期限までに、自己の農業の用に供したので、租税特別措置法施行令第 40 条の 7
第 59 項の規定の適用を受けます。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	自己の農業の用に 供した年月日	自己の農業の用に 供した旨の届出書の 提出予定年月日
			m ²	平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資 1 2 - 1 1 6 - A 4 統一)

被相続人
の氏名

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に耕作の放棄賃借権等の消滅がありました。下記の特例農地等については、耕作の放棄賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな租税特別措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行う見込みですので、租税特別措置法施行令第40条の7第59項の規定の適用を受けます。

番号	所 在 場 所	地 目	面 積	新 た な 営 農 困 難 時 貸 付 け を 行 う 予 定 年 月 日
			㎡	平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-117-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

※印は記入しないでください。

税務署長

〒

届出者 住 所

氏 名 生年月日 年 月 日
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等について同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者に関する事項

贈与者	住 所	氏 名
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日		昭 和 年 月 日 平 成

2 特定貸付けに関する事項

借り受けた者	住 所 (居 所) 又 は 本 店 (主たる事務 所)の所在地	氏 名 又 は 名 称
特 定 貸 付 け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表1のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-120-5-A 4 統一)

(裏)
記載方法等

- 1 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている一定の受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用します。
 - ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け
 - ② 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第1号イ又は同項第2号に定める農地所有者代理事業及び同項第1号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け
 - ③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け
- 2 この届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出してください。
- 3 この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。なお、この届出書には付表1がありますので併せて提出してください。
- 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 平成6年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成4年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成____年____月____日

税務署長

〒

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑤ 電話 _____

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等
については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被 相 続 人	住 所		氏 名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日			昭 和 平 成	年 月 日

2 特定貸付けに関する事項

借り受けた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地		氏 名 又は 名 称	
特 定 貸 付 け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

3 平成26年3月31日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における市街化区域内農地等の区分は、付表2の1及び同2の2のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資12-120-1-A4統一)

※印は記入しないでください。

(裏)
記載方法等

この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の1又は2に掲げるときに使用します。

- ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け
 - ② 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第1号イ又は同項第2号に定める農地所有者代理事業及び同項第1号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け
 - ③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け
- 1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。

2 次のA又はBの場合

A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

なお、A及びBともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。

また、A又はBに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。

- (1) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
届出書を相続税の申告書に添付して提出します。
 - (2) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から2月以内に提出してください。
- 3 この届出書には付表1、2の1及び2の2がありますのでご注意ください。
なお、付表2の1及び2の2は、平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過する日の日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。
- 6 平成21年12月14日以前の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額部分となります。
- 7 2に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表1に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。

特定貸付けに関する届出書 付表 1

届出者氏名

特定貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。

[illegible]

(資12-120-2-A4統一)

(裏)
記 載 方 法 等

- 1 この付表は、「贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」又は「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、特定貸付けを行ったその特例農地等の面積を記載してください。
- 3 相続税の納税猶予の特定貸付けを行った人が平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」及び「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」も作成してください。

届出者氏名

(特定貸付けに関する届出書 付表2の1及び同2の2は、特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない納税猶予適用者の方が作成します。)

[illegible]

116

(裏)
記 載 方 法 等

この「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」は、特定貸付けを行った平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」に記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 2

届出者氏名

2 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外であるもの

[illegible]

(資12-120-3-2-A4統一)

(裏)
記 載 方 法 等

この「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」は、特定貸付けを行った平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」に記載します。

1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。

2 この付表は、次により記載してください。

- (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。
- (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

- 1 特定貸付けに関する届出書の「2 特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。
 - (1) (1)を○で囲んだ人
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
 - ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
 - (2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

 - イ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**
 - ロ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**
 - ・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
 - (3) (3)を○で囲んだ人
 - ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**
- 2 平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人(相続(遺贈)により取得をした日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。)が特定貸付けを行った場合には、その農業相続人が有する特例農地等が相続(遺贈)により取得した日において市街化区域内農地等である旨及び特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。

(資12-120-4-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住 所

氏 名 ④ 電話

租税特別措置法 第70条の4の2第1項
第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

平成 年 月 日に 賃借権等の消滅
耕 作 の 放 棄 があり、新たな特定貸付けを行いましたので、
第3項
同条 第5項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。
第8項

※印は記入しないでください。

1 贈与者
被相続人 等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続（遺贈）により取得した年月日	昭 和 平 成	年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住 所（居 所） 又 は 本 店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称
特 定 貸 付 け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住 所（居 所） 又 は 本 店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称
新たな特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の 新 た な 存 続 期 間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士

印

電話番号

(資 12-121-1-A 4 統一)

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行ったとき

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内

- B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき

新たな特定貸付けを行った日から2月以内

- この届出書は、次により記載してください。

- 1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

- (1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

- イ 賃借権の消滅等があった場合

「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。

- ロ 耕作の放棄があった場合

「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。

- (2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

- 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

- 3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

- 4 この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

- 5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

- 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

**「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について
新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧**

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、届出書の「3 新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

1 (1)を○で囲んだ人

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

2 (2)を○で囲んだ人

次に掲げる(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げる書類

- (1) 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**
- (2) 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**
 - ・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

3 (3)を○で囲んだ人

- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(資12-121-3-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

整理簿番号	※
-------	---

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住 所

氏 名 ⑤ 電 話

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成 年 月 日に 賃借権等の消滅 があり、平成 年 月 日に自己の
耕作の放棄
第3項
の農業の用に供し、同条 第5項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。
第8項

1 贈与者
被相続人 等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日 被相続人 相続（遺贈）	昭 和 年 月 日 平 成	

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称
特 定 貸 付 け を 行 っ た 年 月 日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

（資 12-122-1-A 4 統一）

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次のA又はBに掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内
- B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき
自己の農業の用に供した日から2月以内
- この届出書は、次により記載してください。
- 1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。
 - (1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合
 - イ 賃借権の消滅等があった場合
「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。
 - ロ 耕作の放棄があった場合
「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。
 - (2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合
「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。
 - 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。
 - 3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
 - 4 この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
 - 5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。
 - 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長

〒

申請者 住 所

氏 名 ⑤ 電話

租税特別措置法第 第 70 条の 4 の 2 第 1 項
第 70 条の 6 の 2 第 1 項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成 年 月 日に賃借権等の消滅
耕作の放棄 があり、同日から 1 年以内に新たな特定貸付けを行う
第 4 項
見込みです。ついては、同条 第 8 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令
第 40 条の 6 の 2 第 3 項
第 40 条の 6 の 2 第 7 項 の規定により承認申請します。
第 40 条の 7 の 2 第 5 項

1 贈与者
被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続（遺贈）により取得した年月日	昭 和 平 成	年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称
特定貸付けを 行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日 （特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）	平成 年 月 日
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に特定貸付けができない事情 （事情）	
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。	
上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号のすべてを○で囲んでください。）	
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	
(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-123-1-A 4 統一)

※印は記入しなくても構いません。

(裏)
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内です。

○ この申請書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の6の2第1項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第3項」、「第8項」、「第40条の6の2第7項」及び「第40条の7の2第5項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第3項」、「第4項」、「第40条の6の2第3項」及び「第40条の7項の2第5項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の4の2第1項」、「第4項」、「第8項」、「第40条の6の2第3項」及び「第40条の6の2第7項」の文字を抹消します。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。

4 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。

5 この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」又は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

1 (1)を○で囲んだ人

承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

2 (2)を○で囲んだ人

承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

3 (3)を○で囲んだ人

承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

(資12-123-3-A4統一)

贈与税の免除届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に _____

_____したので、租税特別措置法第70条の4第34項
の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の6第66項の規定により
届け出ます。

届 出 者

〒

住 所 _____ 氏 名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

〒

住 所 _____ 氏 名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

〒

住 所 _____ 氏 名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

〒

住 所 _____ 氏 名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

〒

住 所 _____ 氏 名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

〒

住 所 _____ 氏 名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

〒

住 所 _____ 氏 名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

記

○ 昭和 ____ 年分 贈与税
平成 ____ 年分 贈与税

○ 免除を受ける贈与税の額 _____ 円

※ 印欄は記入しないでください。

関与税理士

電 話 番 号

(資12-26-1-A4統一)

相続税の免除届出書

税務署
受付印

猶予整理簿	検 算
※	※

平成____年____月____日

____税務署長

平成____年____月____日に____

____したので、租税特別措置法第70条の6第39項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7第66項の規定により届け出ます。

届出者

〒_____
住所_____
氏名_____
印 農業相続人との続柄_____

〒_____
住所_____
氏名_____
印 農業相続人との続柄_____

〒_____
住所_____
氏名_____
印 農業相続人との続柄_____

〒_____
住所_____
氏名_____
印 農業相続人との続柄_____

〒_____
住所_____
氏名_____
印 農業相続人との続柄_____

〒_____
住所_____
氏名_____
印 農業相続人との続柄_____

記

○ 平成____年分 相続税

○ 免除を受ける相続税の額_____円

○ 相続税の一部免除の場合

1 特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）

（納税猶予分の相続税額） （贈与分の農業投資価格超過額） （免 除 額）
 _____円 × _____円 = _____円
 （相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額） （100円未満は切り捨てて下さい。）

2 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）

（納税猶予分の相続税額）
 _____円 × _____円 = _____円
 （市街化区域内農地等（都市営農農地等を除く）である特例農地等の取得の時点における農業投資価格超過額） （市街化区域内農地等（都市営農農地等を除く）である特例農地等について既に措置法第70条の6第7項又は第8項の規定により確定した相続税額）
 （相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額）
 （免 除 額）
 = _____円（100円未満は切り捨てて下さい。）

関与税理士

電 話 番 号

(資12-26-2-A4統一)

※ 印欄は記入しないでください。

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者
- (2) 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人
- (3) 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2 記載方法等

- (1) 本文の「平成 年 月 日に」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。
- イ 免除事由が上記1の(1)の場合
- 例えば「平成〇〇年〇月〇日に農業相続人〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」
- ロ 免除事由が上記1の(2)の場合
- 例えば「平成〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」
- ハ 免除事由が上記1の(3)の場合
- 例えば「平成〇〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」
- (2) 「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。
- (3) 「免除を受ける相続税の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。
- (4) 「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。
- イ 上記1の(2)に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）」欄の算式に従って計算し記載してください。
- ロ 上記1の(3)に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（都市営農農地等を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">通達日付印の年月日</td> <td style="width: 10%;">捺印</td> <td style="width: 10%;">番</td> <td style="width: 10%;">号</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		通達日付印の年月日	捺印	番	号	年 月 日				※印欄は使用しないでください。
通達日付印の年月日	捺印	番	号							
年 月 日										
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">入力</td> <td style="width: 10%;">確認</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※</td> <td style="text-align: center;">※</td> </tr> </table>		入力	確認	※	※					
入力	確認									
※	※									
非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の新法選択届出書 相続税										
税務署 受付印 平成____年____月____日 _____ 税務署長 〒 住所 _____ 氏名 _____ 印 (電話番号 _____) 第4項 第____号 第8項 第____号 第12項 第____号 私は、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条 経営承継受贈者 に規定する 経営承継相続人等 に該当し、同項の規定の適用(注)を受けたいので、同条第14項の規定 経営相続承継受贈者 により届け出ます。 (注) ・ この届出書を平成26年12月31日までに提出した場合であっても、新法の適用は平成27年1月1日からとなります。 ・ 新法の適用を受けるためには、地方経済産業局に「新制度適用希望申出書」（新制度の適用を希望する旨などを記載した書面）を提出する必要があります。										
1 認定（贈与・相続）承継会社の名称及び本店の所在地										
認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 認定（贈与・相続）承継会社の本店の所在地 _____ (注) 新法の適用を受けることを選択する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社が2以上ある場合には、認定（贈与・相続）承継会社ごとに、この届出書を提出してください。										
2 認定（贈与・相続）承継会社に係る非上場株式等の取得年月日										
非上場株式等の 贈与を受けた 年月日 相続(遺贈)があった	平成____年____月____日									
(注) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（改正前の租税特別措置法第70条の7の4第1項の規定）の適用を受けている場合には、「非上場株式等の贈与を受けた年月日」と下欄(※)の「非上場株式等の贈与者が死亡した年月日」を記載してください。										
※非上場株式等の贈与者が死亡した年月日	平成____年____月____日									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">関与税理士</td> <td style="width: 30%;">電話番号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>		関与税理士	電話番号							
関与税理士	電話番号									

(資12② - 31 - A4統一)

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、下表の①から③に掲げる方（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方）が、それぞれに掲げる規定（以下「新法」といいます。）の適用を受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限やこの届出により適用される新法の概要などについては、「非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし（平成27年1月1日施行）」（パンフレット）でご確認ください。

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方の区分	規 定
① 改正法附則第86条第4項各号に掲げる経営承継受贈者	新租税特別措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定のうち改正法附則第86条第4項に規定するもの
② 改正法附則第86条第8項各号に掲げる経営承継相続人等	新租税特別措置法第70条の7の2（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）の規定のうち改正法附則第86条第8項に規定するもの
③ 改正法附則第86条第12項各号に掲げる経営相続承継受贈者	新租税特別措置法第70条の7の4（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）の規定のうち改正法附則第86条第12項に規定するもの

※1 「改正法」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）のことをいいます。

2 「新租税特別措置法」とは、改正法による改正後の租税特別措置法のことをいいます。

(注1) 上記①から③に掲げる方であっても、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用に係る贈与又は相続等により、贈与者又は被相続人から次の上場株式等を取得している場合には、新法の適用を受けることはできません。

・ 認定（贈与・相続）承継会社（下記2の会社をいいます。）及びその会社の同族関係者が保有する法人（医療法人を除きます。）の株式等（投資口を含み、非上場株式等を除きます。）の数又は金額が、その法人の発行済株式等の総数又は総額の3%以上に相当する場合における当該法人の株式等

(注2) 提出期限までにこの届出書を提出しない場合には、引き続き改正前の租税特別措置法の規定が適用されます（新法の適用を受けることを選択しない場合には、この届出書を提出する必要はありません。）。

(注3) この届出書を平成26年12月31日までに提出した場合であっても、新法の適用は平成27年1月1日からとなります。

(注4) 新法の適用を受けるためには、地方経済産業局に「新制度適用希望申出書」（新制度の適用を希望する旨などを記載した書面）を提出する必要があります。詳しくは、中小企業庁ホームページをご確認いただくか地方経済産業局にお尋ねください。

第4項 第__号 経営承継受贈者
 1 標題の「贈与税 第8項 第__号」、「相続税 第8項 第__号」、「経営承継相続人等」などの箇所については、該当する部分
 第12項 第__号 経営相続承継受贈者

以外の文字を横線で抹消してください。

第4項 第__号 経営承継受贈者

また、「第8項 第__号」及び「経営承継相続人等」は、届出者が改正法附則第86条第4項、第8項又は第

第12項 第__号 経営相続承継受贈者

12項の各号のいずれに該当するかについて、下表の①から③の特例ごとの区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

特 例	区 分 〔左記（①、②又は③）の特例の適用を受けている 非上場株式等の贈与又は相続等の時期〕	記載例	
		第4項 第__号 第8項 第__号 第12項 第__号	経営承継受贈者 経営承継相続人等 経営相続承継受贈者
① 非上場株式等についての贈与税の納税猶予	平成22年3月31日以前の贈与	第4項 第__1__号	経営承継受贈者
	平成22年4月1日から平成23年6月29日までの間の贈与	第4項 第__2__号	
	平成23年6月30日から平成26年12月31日までの間の贈与	第4項 第__3__号	
② 非上場株式等についての相続税の納税猶予	平成22年3月31日以前の相続又は遺贈	第8項 第__1__号	経営承継相続人等
	平成22年4月1日から平成23年6月29日までの間の相続又は遺贈	第8項 第__2__号	
	平成23年6月30日から平成26年12月31日までの間の相続又は遺贈	第8項 第__3__号	
③ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予	平成22年3月31日以前の相続又は遺贈	第12項 第__1__号	経営相続承継受贈者
	平成22年4月1日から平成23年6月29日までの間の相続又は遺贈	第12項 第__2__号	
	平成23年6月30日から平成26年12月31日までの間の相続又は遺贈	第12項 第__3__号	

2 「認定（贈与・相続）承継会社」とは、改正前の租税特別措置法第70条の7第2項第1号、同法第70条の7の2第2項第1号及び同法第70条の7の4第2項第1号に規定する会社をいいます。

3 新法の適用を受けることを選択する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社が2以上ある場合には、新法の適用を受ける非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社ごとに、この届出をする必要があります。届出をしない認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等については、新法の適用はありません。

3 寄附財産の明細及び使用目的等

寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）						
番 号	1	2	3	4	5	
種 類						
細 目（地目・構造、銘柄等）						
所 在 地						
数 量（面積等）	A					
寄附財産が株式である場合	発行法人の発行済株式総数	B				
	寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数	C				
	寄附を受けた法人が有することとなった株式数（A＋C）	D				
	保有割合（D／B）		%	%	%	%
贈与又は遺贈した財産の価額		①				
贈与又は遺贈した財産の取得年月日			・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
必要経費	取得費	概算取得費に ない場合	取得価額・設備費・改良費	②		
			償却費相当額	③		
			差引計（②－③）	④		
			概算取得費による場合（①×5%）	⑤		
	譲渡に要した費用		⑥			
	計（④＋⑥）又は（⑤＋⑥）		⑦			
	差引金額（①－⑦）		⑧			
申請者の代表	代表者以外の申請者の氏名					
	代表者以外の申請者の持分					
使用目的等	使用開始（予定）年月日		開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・
	使 用 目 的					

この表には、第3表一付1及び第3表一付2があります。
 寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合）には、第3表一付1の所定の事項を記載してください。
 また、寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表一付2の所定の事項を記載してください。

(資 13-1-5-A 4 統一) (26.7)

〔第3表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表には、譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
- 2 「寄附財産の明細及び使用目的等」欄は、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
- 3 寄附財産が株式である場合には、銘柄ごとの株式数のほかに、「発行人の発行済株式総数」、「寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数」、「寄附を受けた法人が有することとなった株式数」及び「保有割合」について記載してください。
- 4 土地、建物及び株式以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を明記して添付していただいても差し支えありません。
- 5 「使用開始(予定)日」欄には、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用開始した年月日を記載してください。
- 6 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」等のように具体的に記載してください。
- 7 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の人の寄附財産についても同様に記載し、各人の持分を記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附申込書の写し
- 2 寄附の受入れに係る理事会等の議事録（法人を設立するための財産の提供の場合には、設立発起人会等の議事録）の写し
- 3 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産の鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等）
- 4 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 5 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその土地の登記事項証明書等（農地の場合には、農地転用許可書の写しを含む）、②利用状況を示した公図の写し又は地番入実測図、その土地を中心とした見取図（隣接した土地の利用者の記載された住宅案内図等）及び写真等
なお、その土地の上に建物がある場合には、その建物の登記事項証明書等、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等
- 6 寄附財産が建物の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその建物の登記事項証明書等、②利用状況の分かる平面図及び写真等
- 7 寄附財産が株式の場合には、①寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株券又は株主名簿の写し等）、②配当金の利用計画書、③過去5年間の配当状況を記した書類、④発行人の直近の事業報告書・決算書等
- 8 寄附財産が美術品の場合は、①寄附した美術品のうち主要なもののカラー写真、②寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書

租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により
資産の移転を受けた場合の届出書

税務署受付印

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官

届 出 者
(公益合併法人)

〒
所 在 地
フリガナ
名 称
代表者氏名
(連絡先)
氏 名
電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けましたので、租税特別措置法第40条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住 所 電 話 番 号 (寄附時の住所) フリガナ 氏 名	(電話番号 - -)	

承認を受けた財産の明細							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量

特定贈与等を受けた公益法人等				【合併年月日 平成 年 月 日】			
主たる事務所の所在地		フリガナ 名 称	代表者氏名		電話番号		
					- -		

届出者が移転を受けた財産等の明細					
種 類	細 目	所 在 地	数 量	使用開始(予定) 年 月 日	使 用 目 的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

移転を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日				平成 年 月 日	
その他参考事項（やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）					
				使用開始予定年月日	平成 年 月 日

作成税理士
事務所所在地
(電話番号)
署名押印

★ 税務署整理簿（この欄の項目は記載する必要がありません。）									
通信日付印	送附先 所轄署 印	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日	署→局		局→署		(1)	(2)
				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
連絡者 印				連絡者 印	連絡者 印				

(資 13-43-A 4 統一) (26. 4)

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第6項に規定する合併後存続する法人又は合併により設立する法人（以下「公益合併法人」といいます。）が、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等から、合併により特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の移転を受け、措置法第40条第11項の規定の適用を受けるとき（当該公益法人等が措置法40条第6項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限り。）に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者（公益合併法人）」には、特定贈与等を受けた公益法人等から、合併により特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の移転を受けた公益合併法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益合併法人の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた公益法人等」欄には、特定贈与等を受けた公益法人等の合併直前における主たる事務所の所在地等について記載してください。
- 5 「届出者が移転を受けた財産等の明細」欄には、公益合併法人が合併により移転を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用目的」欄は、公益合併法人が移転を受けた後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 7 この届出書は「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 公益合併法人が移転を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けたものであることを明らかにする書類
 - 2 公益合併法人の登記事項証明書等
 - 3 公益合併法人が移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書



国 税 庁 長 官

平成 年 月 日

届 出 者
(引継法人)〒
所 在 地

フリガナ

名 称

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（当初法人）から贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日				
当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住 所 電 話 番 号	(寄附時の住所) 〒 (電話番号 - -)					
	フリガナ 氏 名						
承認を受けた財産の明細							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量
当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）							
主たる事務所の所在地		フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号 - -			
当初法人が特定処分を受けた年月日 平成 年 月 日		特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細					
届出者が贈与を受けた財産等の明細 【贈与を受けた年月日 平成 年 月 日】							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	特定処分前日 における価額 千円	使用開始 (予定)年月日	使 用 目 的	
					・ ・		
					・ ・		
租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額			(左欄の金額の計算に関する明細)				
円							
届出者が引継財産で取得した財産の明細							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	取得価額 千円	取得年月日	使用開始 (予定)年月日	使 用 目 的
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日						平成 年 月 日	
その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）							
				使用開始予定年月日	平成 年 月 日		

作成税理士
事務所所在地
署名押印
(電話番号)

* 税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）							
通 信 自 付 印	送 附 者 所 在 地	送 附 者 姓 名	送 附 者 印	署→局	局→署	(1)	(2)
				送 附 年 月 日	送 附 年 月 日		
				・ ・	・ ・		
				1 自署	2 他署 (自局)	3 他署 (他局)	4 不明

(資13-44-A4統一) (26.4)

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第8項に規定する引継法人が、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等で、特定処分（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条に規定する公益認定の取消しの処分をいいます。）を受けたもの（以下「当初法人」といいます。）から、当該当初法人の定款の定めに従い特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受け、措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該当初法人が措置法第40条第8項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限り、）に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者（引継法人）」には、当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた引継法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該引継法人の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）」欄には、当初法人の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 5 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、引継法人が当初法人の定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、使用目的、租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考） 1 租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額}}$$

2 公益認定法施行規則第50条第1項の規定の適用があるときの租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額}}$$
- 6 「届出者が引継財産で取得した財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得した財産の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 7 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 引継法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
 - 2 引継法人の登記事項証明書等
 - 3 引継法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

租税特別措置法第 40 条第 12 項の規定により準用する同条第 11 項の規定による
特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書

税務署受付印

国 税 庁 長 官

届 出 者
(受贈公益法人等)

所 在 地

フリガナ
名 称

フリガナ
代表者氏名

(連絡先)
氏 名

電話番号

平成 年 月 日

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）
による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与（当該贈与は、
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 119 条第 2 項第 1 号ロに掲げる寄附に該当します。）を受
けましたので、租税特別措置法第 40 条第 12 項の規定により準用する同条第 11 項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

特定一般法人が特定贈 与等を受けた財産等の 寄附者	住 所 電 話 番 号	(寄附時の住所 〒 (電話番号 - -))	
	フリガナ 氏 名		

承認を受けた財産の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量

特定贈与等を受けた特定一般法人

主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号
			- -

届出者が贈与を受けた財産等の明細 【贈与を受けた年月日 平成 年 月 日】

種 類	細 目	所 在 地	数 量	使用開始(予定) 年 月 日	使 用 目 的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 平成 年 月 日

その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から 1 年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日 平成 年 月 日

作成税理二
事務所在地
署名押印

★ 税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
通信 日付 印	・ ・	寄附 年 月 日	1 自寄	送付 年月 日	寄→局	局→寄	(1)	(2)	
			2 他寄（自局）						
			3 他寄（他局）						
			4 不明						

(資 13-45-A 4 統一) (26.4)

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第9項に規定する受贈公益法人等が、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた特定一般法人から、公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当する場合に限ります。）を受け、措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該特定一般法人が措置法第40条第9項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

- 「届出者（受贈公益法人等）」には、特定一般法人から公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の贈与を受けた公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「特定贈与等を受けた特定一般法人」欄には、特定贈与等を受けた特定一般法人の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が特定一般法人から贈与を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 受贈公益法人等の登記事項証明書等
- 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書



国 税 庁 長 官

届 出 者
(譲受法人)

〒

所 在 地

フリガナ

名 称

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（譲渡法人）から幼保連携型認定こども園の設置のために贈与を受けたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

1 寄附者に関する事項

当初寄附年月日

昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

承認年月日

昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

譲渡法人が特定贈与等
を受けた財産等の寄附
者住 所
電 話 番 号
フリガナ
氏 名(寄附時の住所
〒

(電話番号 ____ - ____ - ____)

承認を受けた財産の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量

2 譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項

主たる事務所の所在地

フリガナ
名 称

代表者氏名

電話番号

幼稚園又は保育所等の廃止等の 認可承認日・認可承認の申請日・届出日

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

3 届出者が贈与を受けた財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	使用開始 (予定)年月日	使用目的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

4 届出者（譲受法人）に関する事項

譲渡法人から贈与を受けた財産等の贈与年月日

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の 認可日・認可の申請日・届出日

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

5 その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

★ 税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要はありません。）					
届出 書 付 印	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付 年月 日	署→局 局→署	(1)	(2)
届出者 印			届出者 印		

(資 13-46-A 4 統一) (26. 4)

〔記載要領等〕

《記載要領》

- 1 「届出者（譲渡法人）」には、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために贈与を受けた譲渡法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲渡法人の代表者印を押印してください。
- 2 「1 寄附者に関する事項」の「住所」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「2 譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の 認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - イ 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ロ 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
 - ハ 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 5 「3 届出者が贈与を受けた財産等の明細」の「使用開始(予定)年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用された年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。

(注) 「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))に規定する認定こども園である幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限り。))又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園)をいいます。
- 6 「4 届出者（譲渡法人）に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の 認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - イ 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
 - ロ 幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除く。)の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ハ 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ニ 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ホ 譲渡法人が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日
- 7 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や譲渡法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 譲渡法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた譲渡法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 2 譲渡法人の登記事項証明書等
- 3 上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類
- 4 幼保連携型認定こども園の設置日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録等)
- 5 譲渡法人が贈与を受けた財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書



国 税 庁 長 官

平成 年 月 日

届出者

所在地

フリガナ

名称

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第40条第14項の規定による届出をします。

認定前の名称等

【公益認定法第4条の認定年月日 平成 年 月 日】

主たる事務所の所在地

フリガナ

名称

代表者氏名

電話番号

当初寄附年月日

昭和・平成 年 月 日

承認年月日

昭和・平成 年 月 日

特定贈与等を受けた財産の寄附者

住所
電話番号

(寄附時の住所)

(電話番号 ー ー)

フリガナ
氏 名

特定贈与等を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	使用実績

その他参考事項

* 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要がありません。)									
通信手段	...	1 自署	送付年月日	署→局	局→署	(1)	(2)		
郵便番号	...	2 他署 (自局)		...	...				
	...	3 他署 (他局)		...	...				
	...	4 不明		...	...				

(資 13-35-A 4 統一) (26. 4)

租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第3項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書

税務署受付印



国 税 庁 長 官

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

申請者 〒

所 在 地

フリガナ

名 称

フリガナ

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第40条第16項の規定に基づき、下記3に掲げる受贈資産（個人から贈与又は遺贈を受けた資産（当該資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含みます。）をいいます。）が同条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めたいので、申請します。

1 寄附年月日	昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日				
2 寄附者の寄附時における住所・氏名	住 所	〒			
	フリガナ 氏 名				
3 受贈資産	(1) 贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細				
	番 号	種 類	細 目	所 在 地	数 量
	1				
	2				
	3				
	(2) 代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細				
	3(1)に対応する番号	種 類	細 目	所 在 地	数 量
4 3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称	所 在 地	〒			
	フリガナ 名 称				
5 申請する理由	租税特別措置法第40条第 ____ 項に規定する書類（届出書）の提出が必要であるか判断するのに必要なため。				
		上記書類（届出書）の提出期限	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
6 その他参考事項（次の①又は②に該当する場合には、理由又は経緯等について記載してください。）					
① 3(1)欄に記載した資産が平成20年12月1日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由					
② 3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等					

作成税理士
事務所所在地
署名押印
(電話番号)

★ 税務署受理欄（この欄の項目は記載する必要はありません。）					
送附年月日	送附者氏名	送附者住所	送附者電話番号	送附者印	送附者印
・	1 自署	送附年月日	署一局	局→署	(1) (2)
・	2 他署（自局）	・	・	・	・
・	3 他署（他局）	・	・	・	・
・	4 不明	・	・	・	・

(資 13-42-A 4 統一) (26.4)

〔記載要領等〕

《使用区分》

この申請書は、申請者が個人から贈与又は遺贈により取得をした資産（その資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第 5 項から第 10 項までに規定する書類（届出書）の提出が必要かどうかを判断するため、その受贈資産が同条第 3 項に規定する財産等であるかどうかの確認を求める場合に使用します。

なお、この申請書は、「寄附者」ごとに作成してください。

《記載要領》

- 1 「申請者」には、受贈資産を所有する公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。

なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

- 2 「1 寄附年月日」欄には、3 (1)欄に記載した資産の贈与又は遺贈年月日を記載してください。

- 3 「2 寄附者の寄附時における住所・氏名」欄には、受贈資産を贈与又は遺贈した者のその時における住所及び氏名を記載してください。

なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

- 4 「3 受贈資産」欄には、贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。

なお、3 (1)欄に記載した資産を譲渡し、代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合には、「(2)代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細」欄に、その取得の時における資産の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。

- 5 「4 3 (1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称」欄は、申請する公益法人等と 3 (1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の「所在地」又は「名称」が異なる場合にのみ記載してください。

- 6 「5 申請する理由」欄には、措置法 40 条第 5 項から第 10 項までの該当する項番号を記載してください。なお、同条第 5 項から第 10 項までに規定する書類（届出書）の提出期限が具体的に定まっている場合には、「上記書類（届出書）の提出期限」欄にその年月日を記載してください。

- 7 「6 その他参考事項」欄には、3 (1)欄に記載した資産が平成 20 年 12 月 1 日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、措置法第 40 条第 3 項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由を、また、3 (2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等について具体的に記載してください。

（注）受贈資産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 3 (1)欄に記載した資産の登記事項証明書、贈与契約書など、その資産が個人から贈与又は遺贈を受けた資産であることを明らかにする書類
- 2 3 (2)欄に記載した資産の登記事項証明書、売買契約書等
- 3 申請する公益法人等の登記事項証明書など、その公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名が確認できる書類

租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 28 項の規定による公益法人等が
公益認定を取り消された場合の届出書

税務署受付印

国税庁長官

平成 年 月 日

届出者 〒
所在地
フリガナ
名称
代表者氏名
(連絡先)
氏 名
電話番号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による同法第 5 条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 28 項の規定による届出をします。

認定取消し処分前の名称等				
主たる事務所の所在地	フリガナ 名称	代表者氏名	電話番号	
			- -	
取消し処分を受けた年月日	取消し処分を受けた事由（二以上の事由があるときはそのすべての事由）			
平成 年 月 日				
定款変更の有無	定款変更年月日	定款変更の概要		
☐ 有 ☐ 無	平成 年 月 日			
当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日	
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所 〒 (電話番号 - -)		
	フリガナ 氏 名			
特定贈与等を受けた財産の明細				
種類	細目	所在地	数量	使用実績
その他参考事項				

作成税理士
署名捺印
事務所所在地

★ 税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要はありません。）									
送付年月日 印	送付者 印	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日 印	署→局		局→署		(1)	(2)